

第5次 八潮市男女共同参画プラン

令和8年度～17年度

自分らしく幸せに生きる・育む・働く・活躍できる八潮を目指して



八潮市マスコットキャラクター
「ハッピーこまちゃん」

令和8年3月

八潮市

はじめに

本市では、平成16年の「八潮市男女共同参画推進条例」の施行によって、男女共同参画社会の実現を目指し、これまで「第4次八潮市男女共同参画プラン」に基づき、市、事業者及び市民の協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。



その後、国際社会では、世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数」が依然として低い評価となっていることや、SDGsにおいては、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

また、国においては、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行や、新たに「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、女性の一層の社会参画が求められるなど、近年の女性を取りまく環境は大きく変化し、取り組むべき課題も増加しています。

このような社会の変化に対応するため、このたび「第5次八潮市男女共同参画プラン（令和8年度から令和17年度まで）」を策定し、「自分らしく幸せに生きる・育む・働く・活躍できる八潮めざして」を基本理念に掲げ、3つの基本目標と19の施策、80の具体的取り組みを定め、内容の充実を図りました。

今後は、「第5次八潮市男女共同参画プラン」に基づき、本市の男女共同参画を推進してまいりますので、市民の皆様には一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました八潮市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見やご提案をお寄せくださった市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和8年3月

八潮市長 大山 忍

目 次

第1章 プランの趣旨	1
1 策定の背景	2
2 男女共同参画を取り巻く社会の動向	3
3 プランの性格	8
4 プランの期間	9
5 プランの策定体制	9
6 第4次プランの進捗	10
第2章 男女共同参画に関する八潮市の現状	11
1 各種統計データからみる現状	12
2 市民意識調査結果	20
3 市民・職員ワークショップ	23
第3章 プランの基本的な考え方	27
1 基本理念	28
2 基本目標	29
3 プランの体系	31
第4章 施策の展開	33
基本目標1 ジェンダー平等なまち八潮をつくる	34
基本目標2 みんなが輝き・働けるまち八潮をつくる	42
基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせるやさしいまち八潮をつくる	50
数値目標一覧	60
第5章 プランの推進と進行管理	61
1 プランの推進体制	62
2 プランの進行管理	63
資 料 編	65
1 計画策定の経過	66
2 男女共同参画審議会委員名簿	67
3 諮問及び答申	68
4 関係法令等	70
5 用語の解説	93

第1章 プランの趣旨

- 1 策定の背景
- 2 男女共同参画を取り巻く社会の動向
- 3 プランの性格
- 4 プランの期間
- 5 プランの策定体制
- 6 第4次プランの進捗

1 策定の背景

平成2（1990）年に本市が埼玉県女性行政モデル市町村に指定されたことをはじめとして、平成5（1993）年に第1次プランである「八潮市男女平等計画」、平成13（2001）年に「第2次八潮市男女共同参画プラン」の策定、平成16（2004）年の「八潮市男女共同参画推進条例」の施行によって、男女共同参画社会の実現を目指し、市、事業者及び市民の協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

その後、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展、家族形態の多様化など社会情勢の大きな変化に対応するため、平成21（2009）年に「第3次八潮市男女共同参画プラン」、平成28（2016）年に「第4次八潮市男女共同参画プラン（以下「第4次プラン」という。）」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第4次プラン策定以降も、2030年を達成年限とする持続可能な開発目標（SDGs）の推進、新型コロナウイルス感染症の拡大と「新たな日常」への対応、新たな法律の施行や改正など、社会の状況が変化する中で、施策の推進状況を勘案し、令和3（2021）年には第4次プランの改訂版を策定しています。

以上を踏まえ、令和7（2025）年度末をもって、第4次プランの計画期間が満了となることを契機に、社会の状況の変化や市民の意見等を取り入れ、男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた取り組みをさらに推進するため、新たに「第5次八潮市男女共同参画プラン（以下「本プラン」という。）」を策定するものです。

2 男女共同参画を取り巻く社会の動向

(1) 国際的な動向

国際社会においては、国連を中心に、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。昭和50(1975)年にメキシコ・シティで国連が開催した「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択されるとともに、その後の国連総会において、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までを「国連婦人の10年」とすることが宣言されました。以降、昭和54(1979)年に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択すると、性にに基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

近年の動向

◆世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数[※]」の公表

令和7(2025)年6月、世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)が公表した世界各国の男女平等の度合いを数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は148か国中118位であり、前年と同じ順位となっています。特に、経済及び政治分野における項目が低い評価となっています。

◆SDGsによる「ジェンダー平等[※]」の推進

平成27(2015)年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12(2030)年までの国際目標として17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が公表されました。ゴール5には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント[※]を図る」という目標が示されています。

本プランに関連のあるSDGsの^{ゴール}目標



プラン中で、「※」を付した単語は、資料編に用語の解説を掲載しています。なお、「※」は、プラン中に最初に記載されている単語にのみ付しています。

(2) 国の動向

平成11(1999)年に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、その翌年には、同法の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、5年ごとに基本計画が策定されています。

このように、わが国においても世界的な動向を受けて、男女共同参画に関する法律や制度の整備が進められてきました。

近年の動向

◆「第6次男女共同参画基本計画」の策定

令和8(2026)年には、新たな「第6次男女共同参画基本計画」が策定予定*であり、以下のような4つの目指すべき社会と3つの政策領域が示されています。

*令和8(2026)年2月現在

【目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダー※に基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

◆ 「女性版骨太の方針 2025」の決定

令和7（2025）年6月、女性活躍・男女共同参画の取り組みを加速するために、各府省の概算要求に反映する「女性版骨太の方針 2025（女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025）」が政府決定されました。その中で、特に女性が地方での生活を選択しない傾向が強いことを受け、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指し、5つの取り組み事項を定め、重点的に推進するものとしています。

「女性版骨太の方針 2025」における取り組み事項

- I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
- II 全ての人希望に応じて働くことができる環境づくり
- III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
- IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

◆ 「こども性暴力防止法」の成立・施行

令和6（2024）年6月、こどもに対する性犯罪・性暴力を防止することを目的に「こども性暴力防止法」が成立しました。正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」であり、児童等に対して教育や保育サービスを提供する事業を行う学校設置者や民間の教育保育等の事業者が教員や教育保育等の従事者によるこどもを対象とした性暴力等の防止に向けた措置を講じることを義務付けるものです。

◆ 「女性支援法」の成立・施行

令和6（2024）年4月、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）」が施行されました。対象は、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性となっています。

◆ 「LGBT^{*}理解増進法」の成立・施行

令和5（2023）年6月、性的少数者に対する理解を広めるための「LGBT理解増進法」が成立・施行されました。正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」であり、性的指向や性自認の多様性に寛容な社会の実現に向けて、基本理念を定めるもので、国・地方公共団体は理解増進施策の策定・実施に努めるものとされています。

(3) 県の動向

埼玉県においては、全国に先駆けて平成 12（2000）年に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成 14（2002）年に「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、以降、時代に合わせた見直しを行いながら、人権が尊重され、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現するための取り組みを推進してきました。

令和 4（2022）年 3 月には、「男女共同参画社会の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉」を計画の目標に、あらゆる分野における男女共同参画、経済社会における女性活躍の拡大、誰もが安全・安心に暮らせる社会、男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備の 4 つの目指す姿により施策を推進する「埼玉県男女共同参画基本計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）」が策定されています。

近年の動向

◆「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定

令和 6（2024）年 4 月に施行された「女性支援法」に基づき、女性支援を一層推進するため、令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度を計画期間とする「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」が策定されました。

◆「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくりに関する条例」の制定及び基本計画の策定

令和 4（2022）年 7 月より施行された「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」が策定されました。

◆「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 5 次）」の策定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に基づき、県のドメスティック・バイオレンス（DV）※に関する施策の総合的な計画として、令和 4（2022）年 3 月に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 5 次）」が策定され、配偶者等からの暴力を許さない、誰もが安心して生活できる社会の実現を目指し、市町村をはじめ、関係機関・民間団体との連携により、計画を推進しています。

(4) 本市の動向

本市における取り組みは、平成5（1993）年に「八潮市男女平等計画」を策定し、以降、4次にわたる改訂を重ね、さまざまな分野における男女共同参画に関する施策を推進してきました。また、平成15（2003）年に「八潮市男女共同参画推進条例」を制定、翌年4月1日から施行しています。

あわせて、平成17（2005）年6月には「八潮市人権施策推進指針」を策定するなど、人権尊重社会の実現に向けた取り組みも推進しています。

本プランの策定にあたり、令和6（2024）年度に市民の人権・男女共同参画に関する意識や実態を把握し、今後の男女共同参画に関する市政に市民の声を反映させるための基礎資料を得ることを目的に「八潮市市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）を実施するとともに、令和7年（2025）度にワークショップを開催しました。

近年の動向

◆「八潮市ダイバーシティ※社会推進方針」の策定

令和5（2023）年3月に、年齢や性別、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などといったさまざまな属性に配慮しながら、八潮市で暮らすすべての人が主役となり、お互いを思いやり、理解し、助け合いながら、安心して自分らしく暮らすことができる社会である「ダイバーシティ社会」を目指し、「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」が策定されました。

◆「八潮市パートナーシップ宣誓制度」の導入

令和4（2022）年4月に、LGBT等のさまざまな事情によって、婚姻の意思はあっても現行の婚姻制度の対象にならない方々が、互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であると宣誓したことを証明する制度を導入しています。また、令和6（2024）年4月には、県内の自治体と連携協定を締結し、協定する自治体間で転入・転出した後も、簡易的な手続きで引き続き本制度を利用できるようになりました。



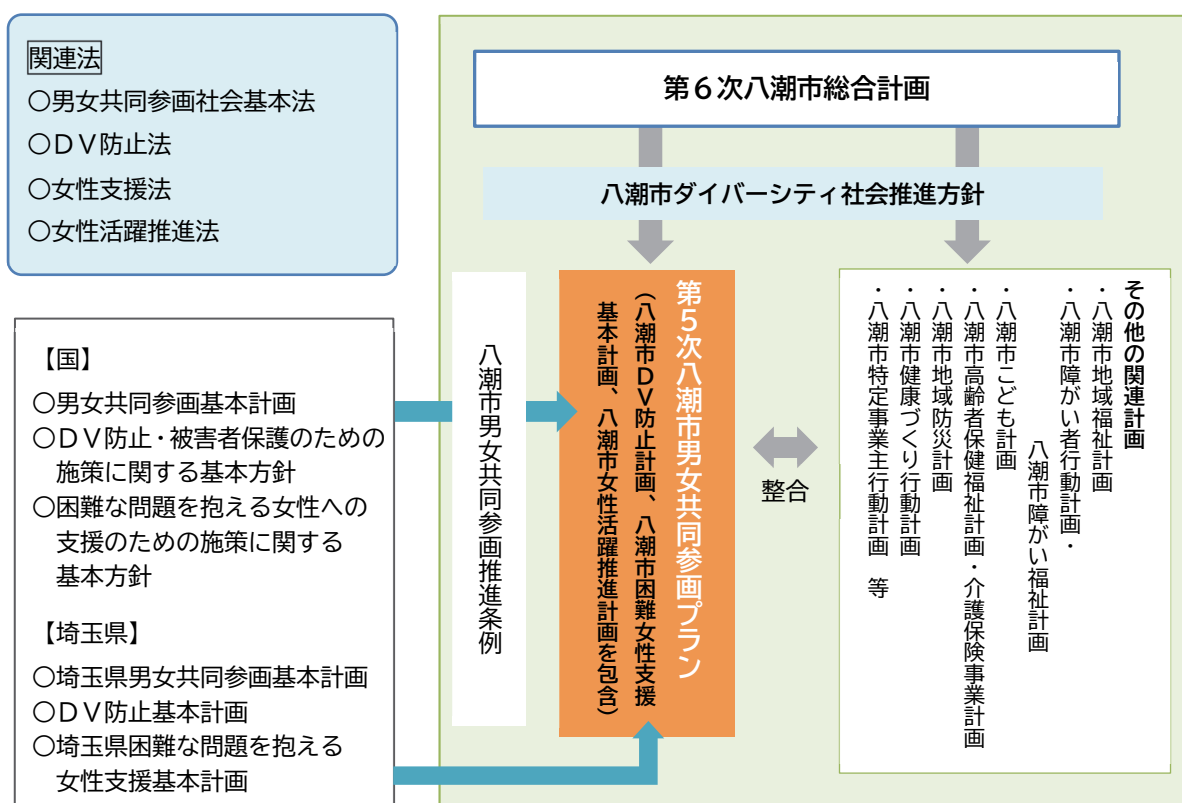
「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」
パンフレット



「八潮市パートナーシップ宣誓制度」
ロゴマーク

3 プランの性格

- ◇ 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、また「八潮市男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画として策定します。
- ◇ 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案するとともに、市のまちづくりの最も基本となる計画である「第6次八潮市総合計画」の部門別計画として、他の関連計画との整合性を図っています。
- ◇ 本計画は、「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」とともに、誰もがあらゆる分野で活躍することのできるダイバーシティ社会の実現を目指すものです。
- ◇ 本計画は、「DV防止法」の第2条の3第3項及び「女性支援法」第8条第3項に基づく市町村基本計画を包含しています。
- ◇ 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画を包含しています。



4 プランの期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。社会状況の変化に対応するため、プランの中間年度となる令和12（2030）年度に必要な応じてプランの見直しを行います。

	令和8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17年度 (2035)
八潮市	第6次八潮市総合計画									
	第5次八潮市男女共同参画プラン									
	●見直し									
埼玉県	現行 計画	埼玉県男女共同参画基本計画 (令和9～13年度)					次期計画			
国	第6次男女共同参画基本計画 (令和8～12年度)					第7次計画				

5 プランの策定体制

- ◇ 本計画の策定にあたっては、知識経験者・関係団体代表者・公募市民から構成される「八潮市男女共同参画審議会」及び庁内検討組織である「八潮市男女共同参画庁内推進会議」「八潮市男女共同参画プラン庁内連絡会議」において、審議を行いました。
- ◇ 本計画の策定にあたり、市民の皆様の意見を反映するため、市民意識調査、本プラン策定のためのワークショップ、パブリックコメント（令和7（2025）年11月10日～12月10日）を実施しました。



本プラン策定のための
ワークショップの様子



6 第4次プランの進捗

第4次プランでは、4つの基本目標ごとに数値目標を設定し、数値目標に対する達成状況は、毎年度、八潮市男女共同参画審議会へ報告するとともに、市ホームページに掲載する「八潮市男女共同参画年次報告書」において公表しています。

基本目標	指標	策定時 (H26)	実績値 (R6)	目標値 (R7) *1
1	市の施策に関わる審議会等における、女性委員の割合	31.2%	33.8%	40%
	すべての審議会等への女性委員選任の割合	79.9%	90.5%	100%
	女性人材リストの活用件数 *2	—	6件	3件
	女性管理職の割合	3.7%	16.8%	30%
2	「女性相談」「DV相談」の相談継続率 *2	—	60.5%	70%
3	人権に関する研修会の参加者数	3,001人	997人	1,300人※2
	LGBT等、性の多様性を尊重する啓発活動 *2	年1回	年2回	年2回
	市民意識調査における「固定的性別役割分担意識」に同感しないと考える割合	74.5% (R1)	78.6%	100%
	研修会参加者の「男女共同参画社会」という用語の周知度	88.9%	—	100%
	市民意識調査における家庭生活で平等と感じる市民の割合	38.4% (R1)	36.3%	50%
	市民大学・大学院*延べ卒業生	329人	487人	600人
	労働に関するセミナーの開催回数	年2回	年1回	年1回
	就業条件・環境の整備に関する情報提供	—	年2回	年2回
	家族経営協定*締結戸数	13戸	19戸	17戸
4	仕事と家庭・地域生活の両立のための啓発活動	年1回	年2回	年2回
	若年者職業相談の相談件数	28件	8件	33件
	ヘルシーチェック*受診者数	241人	258人	400人
	市が実施する、乳がん検診受診率 (対象年齢40～69歳)	22.4%	14.4%	25% ※2
	スポーツ団体における女性役員育成のための研修会 *2	—	年1回	年2回
	ファミリー・サポート・センター*の利用件数	1,257件	2,842件	2,000件

*1 は第4次プラン目標値（令和2(2020)～7(2025)年度）

*2 は令和2(2020)年の計画見直し時に内容や目標値に変更があった指標。

オレンジの網掛けは目標値を達成した指標。



第2章 男女共同参画に関する八潮市の現状

- 1 各種統計データからみる現状
- 2 市民意識調査結果
- 3 市民・職員ワークショップ

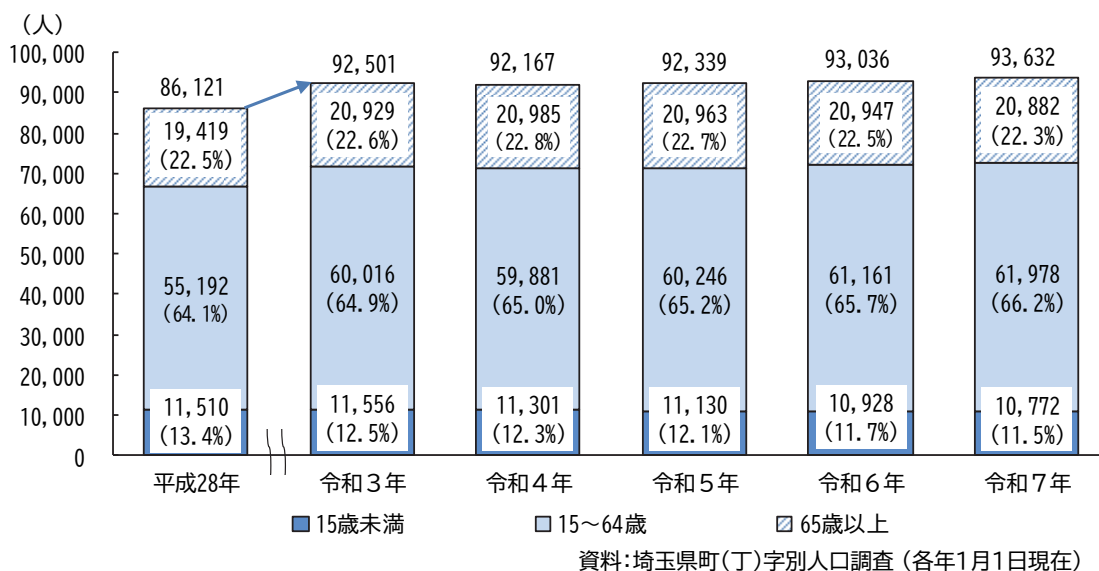
1 各種統計データからみる現状

(1) 人口動態

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳による本市の人口は増加傾向にあり、令和7（2025）年1月1日現在93,632人となっています。年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満の年少人口は減少し11.5%、15～64歳の生産年齢人口は増加し66.2%、65歳以上の高齢者人口は横ばいで22.3%となっています。

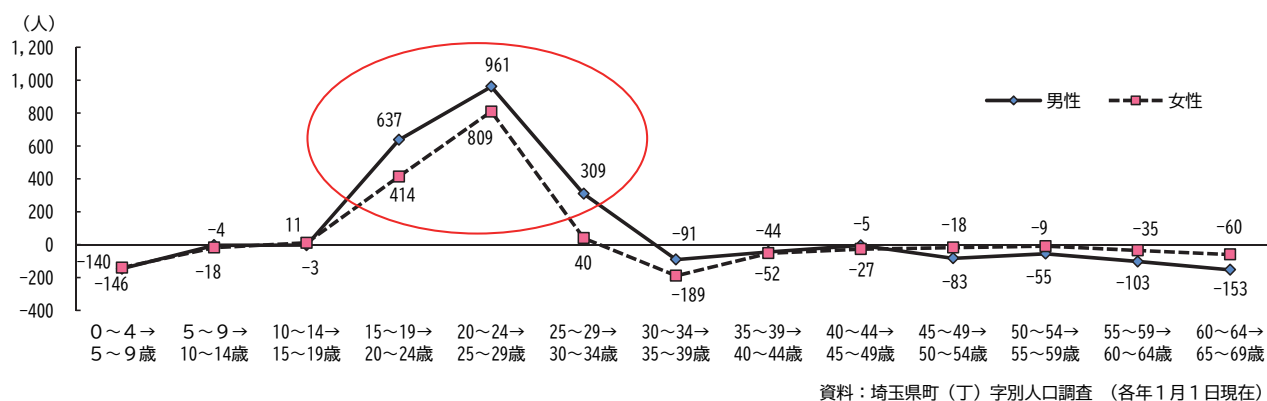
総人口・年齢3区分別人口の推移



② 人口移動

令和2（2020）年と令和7（2025）年の年齢5歳階級別人口を比較し、ライフサイクルごとの人口の動きをみると、男女ともに進学（15～19歳→20～24歳）・就職（20～24歳→25～29歳）のタイミングにおいて各年齢階級で大きな人口流入がみられます。

年齢5歳階級別人口の移動状況(令和2年→7年)



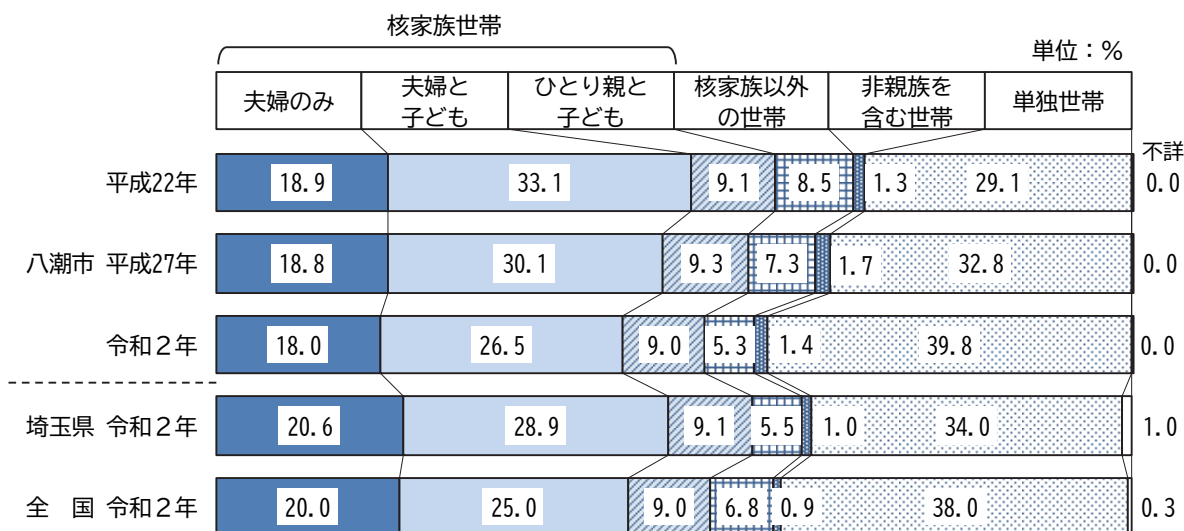
(2) 世帯構成

① 世帯構成の状況と推移

一般世帯を家族類型別にみると、本市では全国と同様に「単独世帯」の割合が高く、埼玉県に比べ「夫婦のみ」や「夫婦と子ども」の割合が低くなっています。

経年比較でみると、核家族世帯は徐々に減少し、「単独世帯」が増加しています。

一般世帯の推移と構成比【3時点及び全国・埼玉県との比較】（令和2年）年



資料：国勢調査

② 世帯数及び1世帯あたり人員

世帯数は一貫して増加を続けており、令和7（2025）年1月1日現在47,082世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員は1.99人まで減少しています。

人口の実数及び割合と世帯数・1世帯あたり人員

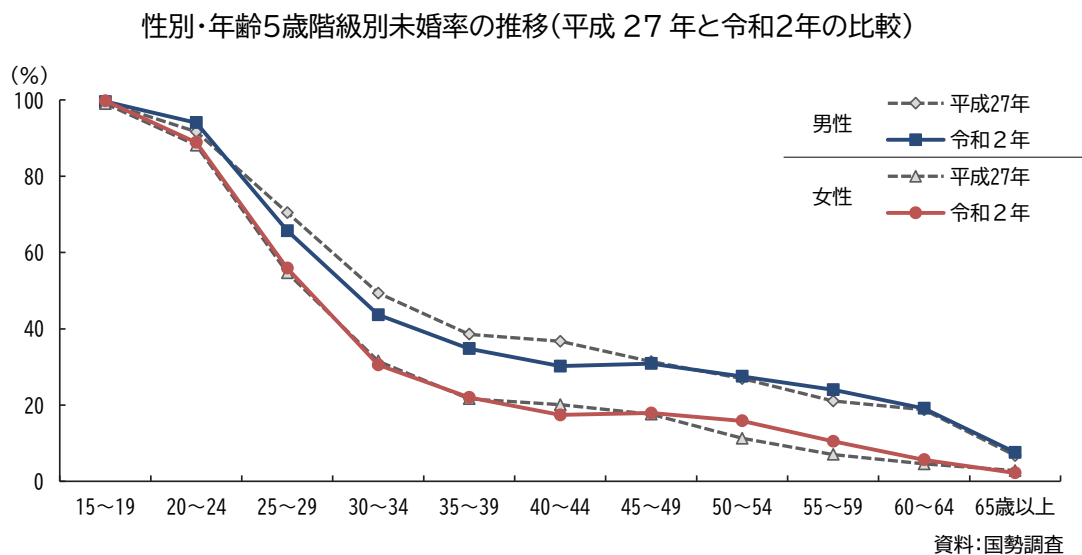
	実数（人）				割合（％）			世帯数	1世帯あたり人員
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上		
令和元年	11,520	58,677	20,664	90,861	12.7	64.6	22.7	42,479	2.14
令和2年	11,564	59,672	20,876	92,112	12.6	64.8	22.7	43,609	2.11
令和3年	11,556	60,016	20,929	92,501	12.5	64.9	22.6	44,268	2.09
令和4年	11,301	59,881	20,985	92,167	12.3	65.0	22.8	44,526	2.07
令和5年	11,130	60,246	20,963	92,339	12.1	65.2	22.7	45,117	2.05
令和6年	10,928	61,161	20,947	93,036	11.7	65.7	22.5	46,103	2.02
令和7年	10,772	61,978	20,882	93,632	11.5	66.2	22.3	47,082	1.99

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

(3) 婚姻や出生の状況

① 性別・年齢階級別の未婚率の推移

未婚率を性別に年齢階級別で見ると、25～44歳の男性で低下、50歳代の女性で上昇がみられます。



② 出生数と出生率の状況

本市では出生数と合計特殊出生率ともに、令和2(2020)年をピークに減少に転じ、令和5(2023)年は680人・1.18となっています。合計特殊出生率を全国・埼玉県と比較すると、埼玉県を上回るものの、全国を下回る状況にあります。

出生数と合計特殊出生率の推移

	八潮市 出生数	合計特殊出生率		
		八潮市	埼玉県	全国
令和元年	735	1.29	1.27	1.36
令和2年	799	1.48	1.27	1.33
令和3年	754	1.28	1.22	1.30
令和4年	689	1.19	1.17	1.26
令和5年	680	1.18	1.14	1.20

資料: 埼玉県の人口動態概況

(4) 就労や産業の状況

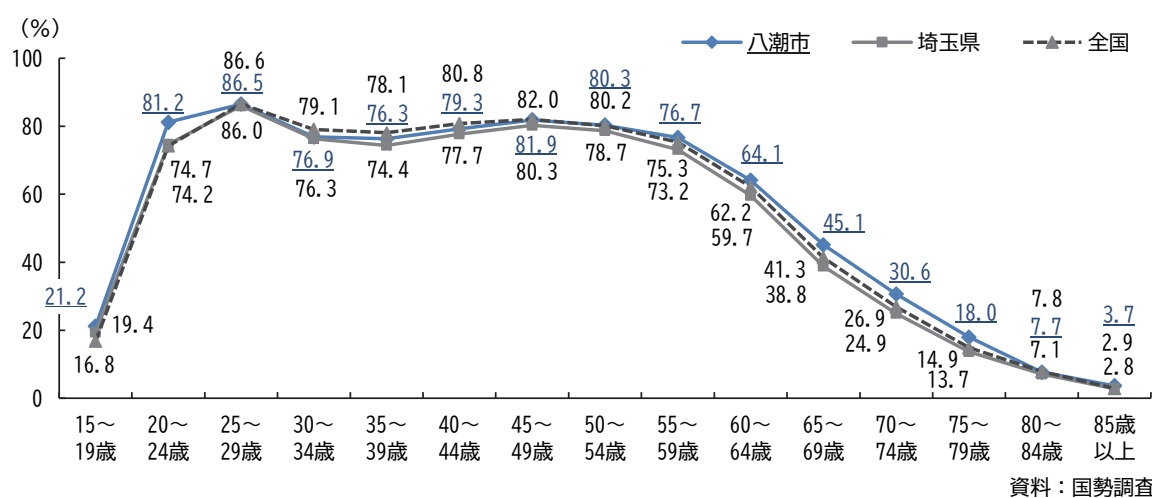
① 女性の労働力率*の推移

本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると 20 歳代前半では全国・埼玉県を大きく上回る一方で、30 歳代前半から 40 歳代では全国をやや下回り推移しています。

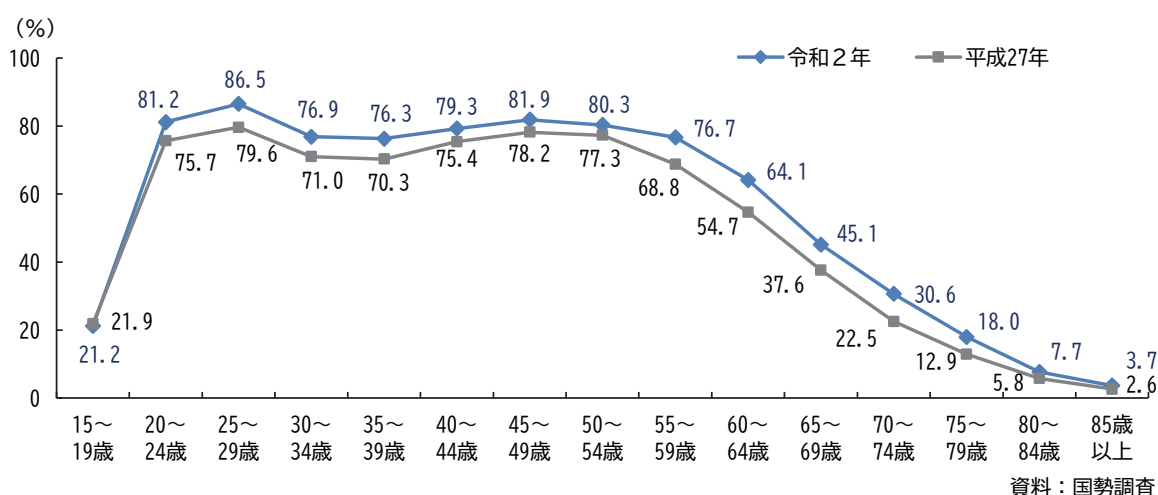
経年で比較すると、20 歳以上ではいずれの年齢階級でも労働力率が上昇しています。

一般的に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ*」を描くことが知られていますが、本市でも同様の状況にあります。

女性の年齢階級別労働力率【埼玉県・全国との比較】(令和2年)



女性の年齢階級別労働力率【経年比較】

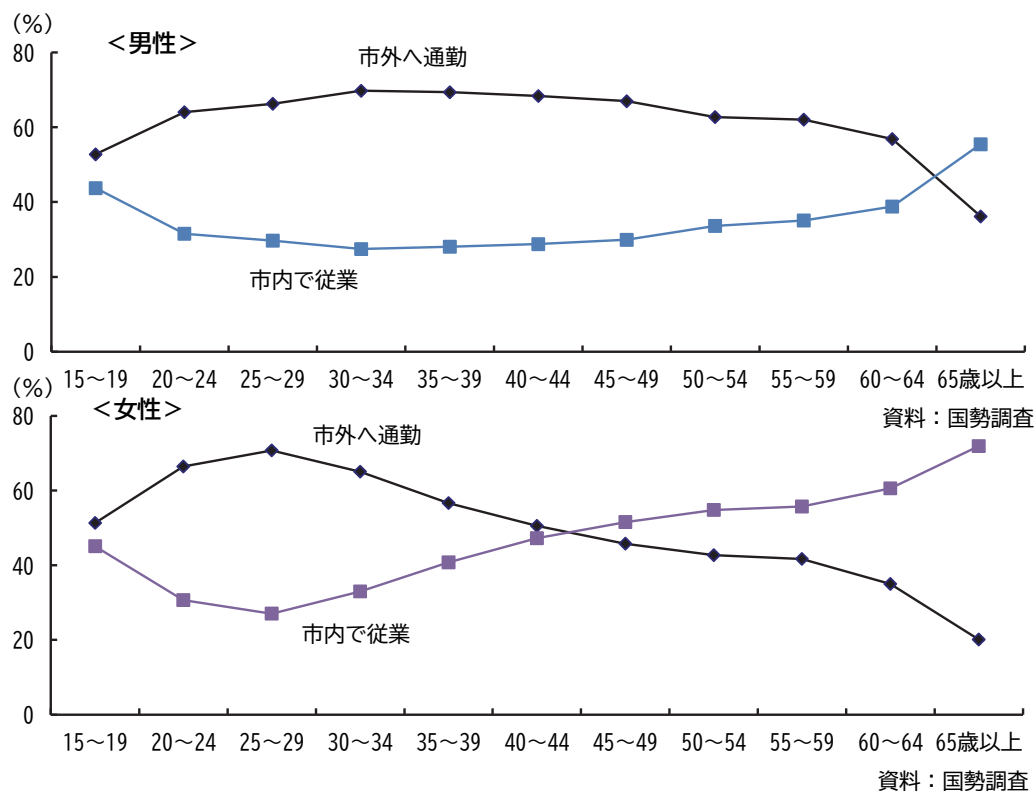


② 市内・市外従業割合

八潮市に常住する就業者の年齢階級別市外・市内従業割合をみると、男性は65歳以上を除くすべての年齢階級で「市外へ通勤（市外従業）」の割合が高くなっています。

女性は、若い世代で「市外へ通勤」が多いものの、40歳代を境に「市内で従業」が上回ります。

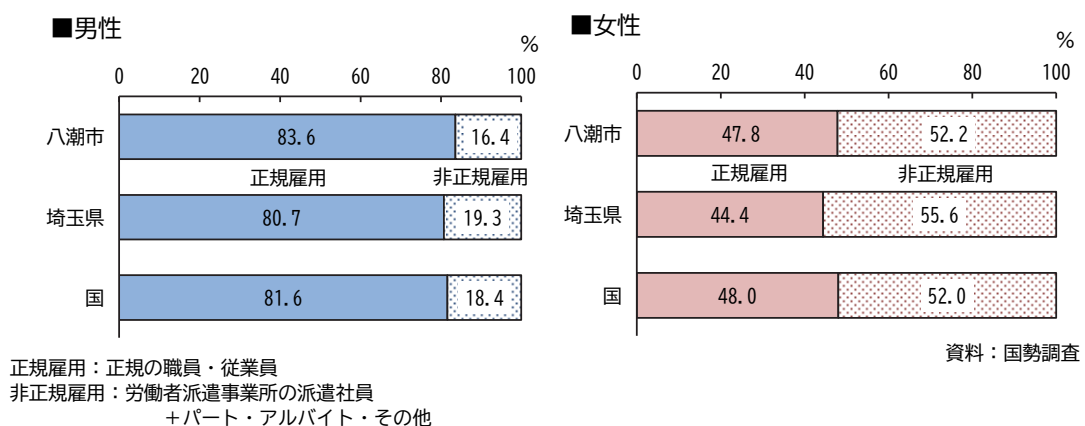
八潮市に常住する就業者の年齢階級別 市外・市内従業割合（令和2年）



③ 雇用形態

性別に雇用形態をみると、「正規雇用（正規の職員・従業員）」の割合は女性が47.8%であるのに対し、男性は83.6%と大きな差がみられます。全国や埼玉県との比較では、本市は、埼玉県よりも女性の正規雇用の割合が高く、全国と同程度となっています。

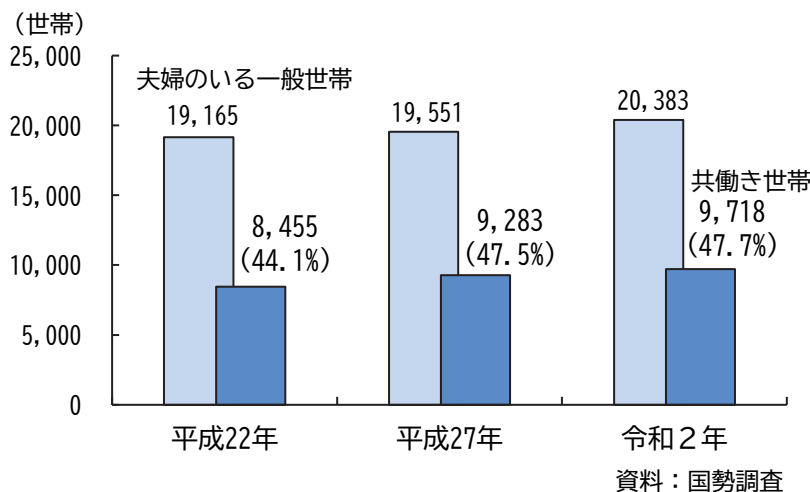
性別の雇用形態の内訳【全国・埼玉県との比較】(令和2年)



④ 共働きの状況

夫婦のいる一般世帯における「夫・妻ともに就業」(共働き)の割合をみると、平成22(2010)年から徐々に増加し、令和2(2020)年で47.7%と約半数の世帯が共働きとなっています。

共働き世帯数及び割合の推移【経年比較】



⑤ 産業大分類別の就業者数

産業大分類別の就業者数でみると、男性は女性に比べ製造業や建設業などの第2次産業、女性は、卸・小売業や医療・福祉などの第3次産業に従事する割合が高くなっています。

産業大分類別就業者数(令和2年)

単位：人、%

	就業者数			構成比		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	44,451	25,708	18,743			
A 農業, 林業	356	214	142	0.8	0.8	0.8
うち農業	355	213	142	0.8	0.8	0.8
B 漁業	3	2	1	0.0	0.0	0.0
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	2	-	0.0	0.0	-
D 建設業	4,616	3,894	722	10.4	15.1	3.9
E 製造業	8,184	5,104	3,080	18.4	19.9	16.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	139	108	31	0.3	0.4	0.2
G 情報通信業	2,586	1,889	697	5.8	7.3	3.7
H 運輸業, 郵便業	4,191	3,027	1,164	9.4	11.8	6.2
I 卸売業, 小売業	6,752	3,379	3,373	15.2	13.1	18.0
J 金融業, 保険業	847	318	529	1.9	1.2	2.8
K 不動産業, 物品賃貸業	1,066	659	407	2.4	2.6	2.2
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,409	869	540	3.2	3.4	2.9
M 宿泊業, 飲食サービス業	1,906	768	1,138	4.3	3.0	6.1
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,286	546	740	2.9	2.1	3.9
O 教育, 学習支援業	1,023	421	602	2.3	1.6	3.2
P 医療, 福祉	3,920	863	3,057	8.8	3.4	16.3
Q 複合サービス事業	144	93	51	0.3	0.4	0.3
R サービス業(他に分類されないもの)	3,243	1,953	1,290	7.3	7.6	6.9
S 公務(他に分類されるものを除く)	836	516	320	1.9	2.0	1.7
T 分類不能の産業	1,942	1,083	859	4.4	4.2	4.6
(再掲) 第1次産業	359	216	143	0.8	0.8	0.8
(再掲) 第2次産業	12,802	9,000	3,802	28.8	35.0	20.3
(再掲) 第3次産業	29,348	15,409	13,939	66.0	59.9	74.4

※第1次産業はAとB、第2次産業はC～E、第3次産業はF～Sの産業を指す。

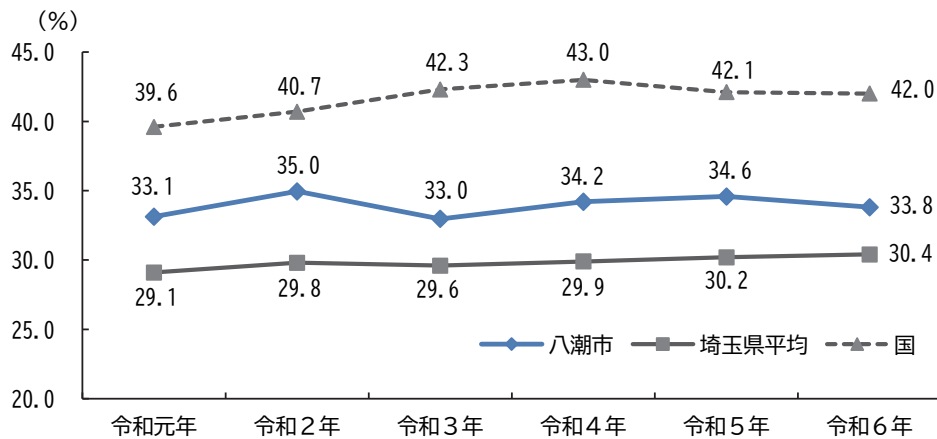
資料：国勢調査

(5) 女性の活躍に関する状況

① 市の審議会等の委員における女性の割合

審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、令和元（2019）年以降、3割台前半で推移し、令和6（2024）年は33.8%となっています。国を下回るものの、埼玉県の自治体平均を上回り推移しています。

審議会等の委員における女性の割合の推移

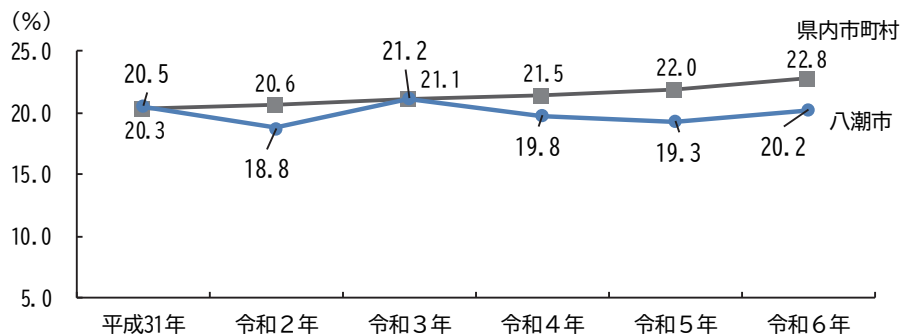


資料：国「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
県平均・市「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

② 市役所における女性管理職の登用状況

市役所における女性管理職の登用状況をみると、副課長級以上の割合は、令和3（2021）年の21.2%より減少・横ばい傾向にあり、令和6（2024）年は20.2%と県内市町村の値をやや下回り推移しています。

市役所の管理職(副課長級以上)に占める女性の割合の推移



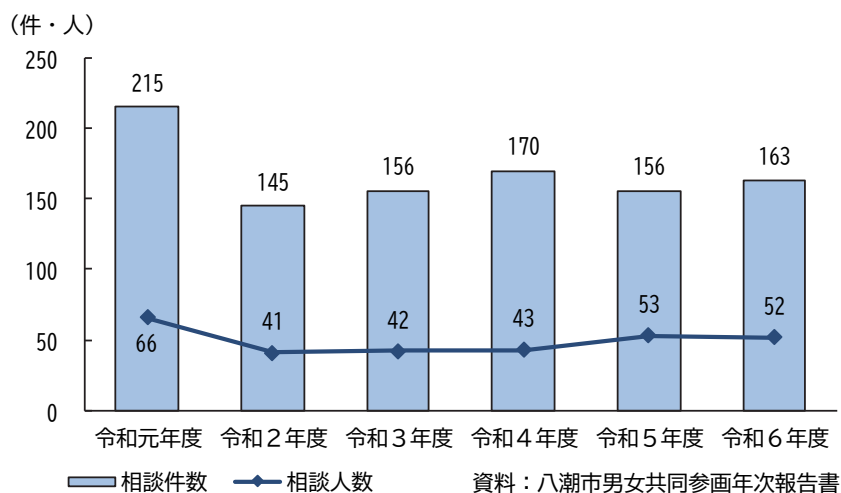
※管理職＝部局長相当職＋次長相当職＋課長相当職＋副課長相当職

資料：県内市町村「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
八潮市 人事課提供

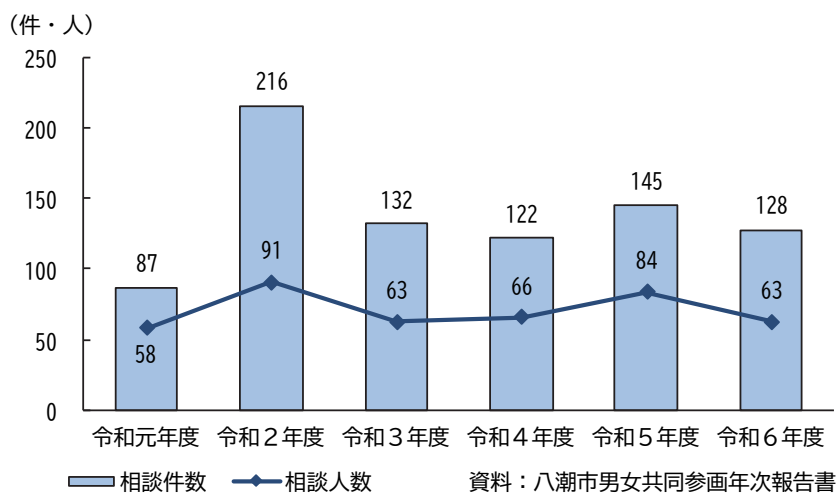
(6) 女性の相談に関する状況

女性相談は令和元（2019）年度、DV相談は令和2（2020）年度にそれぞれ相談件数が200件を超えていますが、その後は100～150件で推移し、令和6（2024）年度は、女性相談で163件、相談人数は52人、DV相談で128件、相談人数は63人となっています。また、相談者の年代をみると、女性相談は30代から70歳以上まで幅広い年齢層であるのに対し、DV相談は20～40代までの比較的若い世代が7割を占めています。

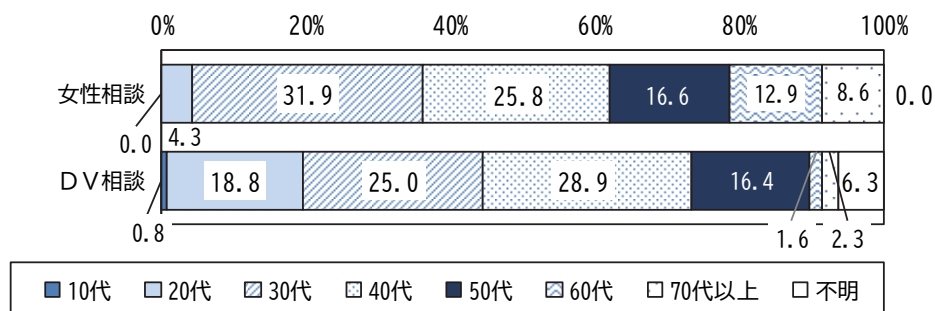
女性相談件数及び相談人数の推移



DV相談件数及び相談人数の推移



女性相談・DV相談者の年代(令和6年)



2 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

本プランの策定にあたり、市民の人権・男女共同参画に関する意識や実態を把握し、今後の男女共同参画に関する市政に市民の声を反映させるための基礎資料を得ることを目的に実施しました。（「第19回八潮市市民意識調査」の一部として実施）

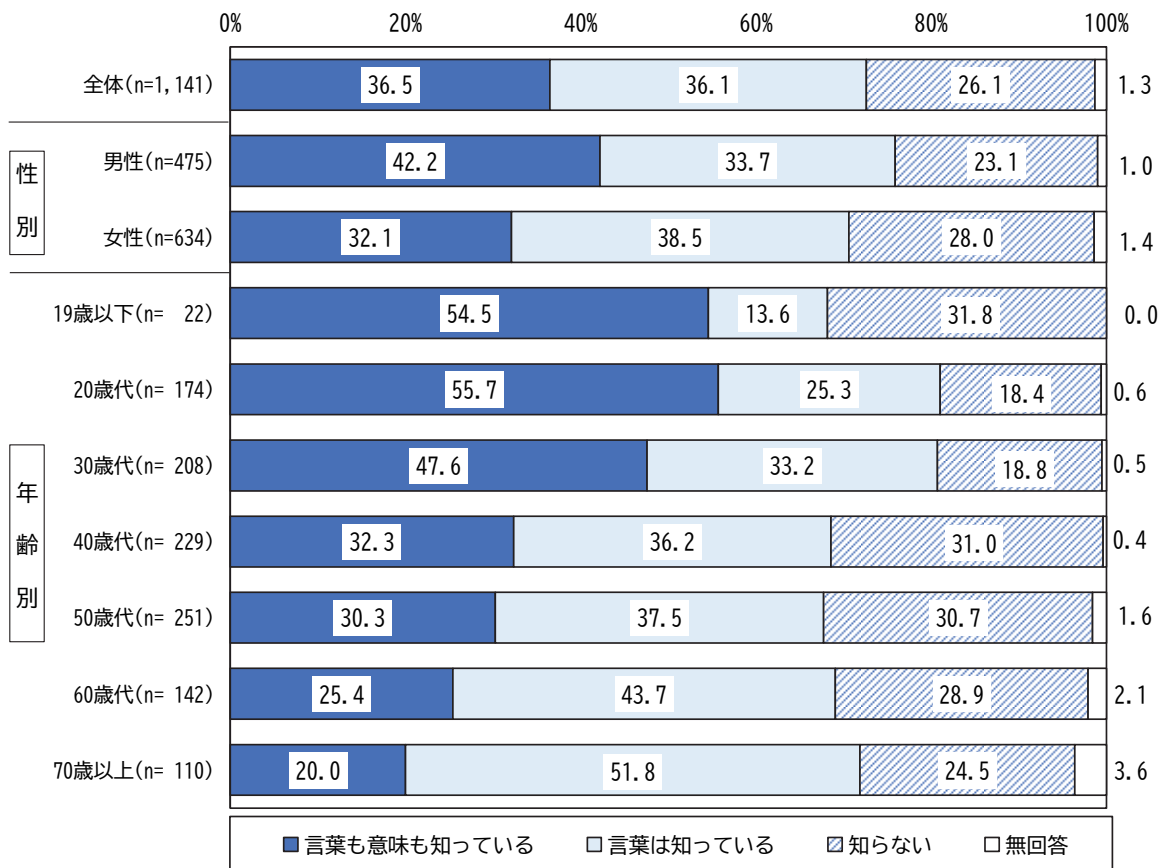
(2) 調査結果の概要

① 「男女共同参画」の認知度

「男女共同参画」という言葉の認知度は、「言葉も意味も知っている」が36.5%と最も高く、次いで、「言葉は知っている」が36.1%、「知らない」が26.1%となっています。

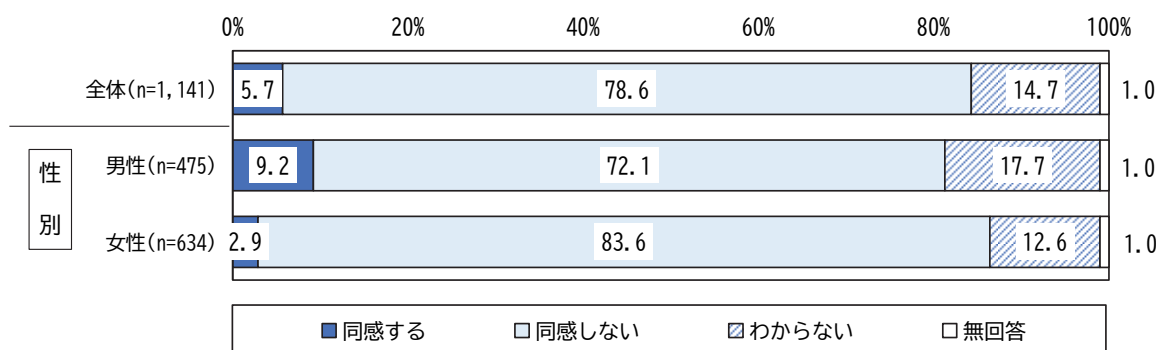
性別※でみると、「言葉も意味も知っている」は男性が女性を10ポイント以上上回ります。また、年齢別でみると、若い世代ほど「言葉も意味も知っている」割合が高い傾向がみられます。

※本調査結果の全体（回答数1,141人）の結果には、性別が「その他」と無回答の方（回答数10人）の回答が含まれます。回答数が少ない場合、調査結果の偏りが大きくなるためグラフ上では性別が「その他」と無回答の方の個別の結果を掲載していません。



② 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方について

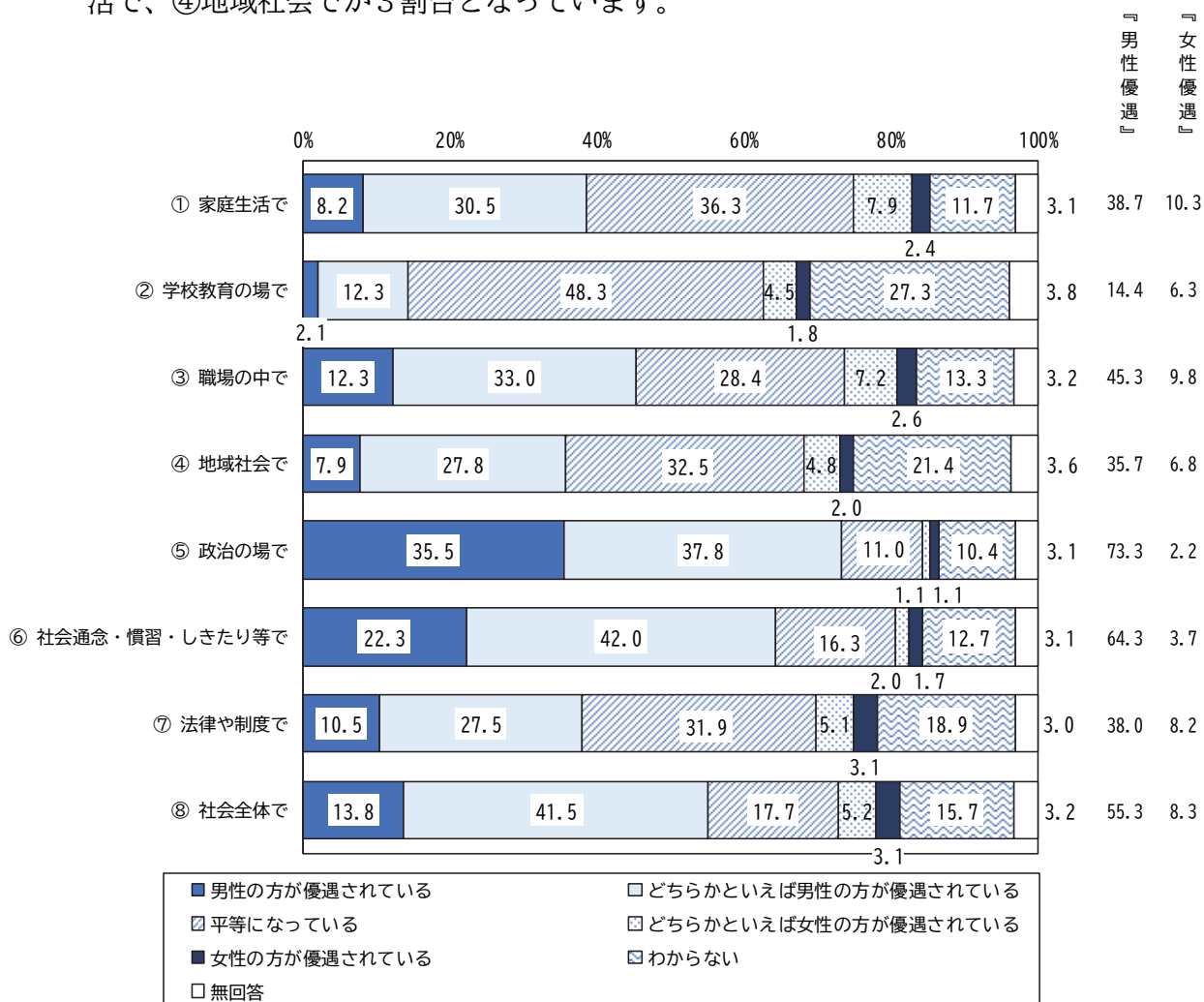
固定的な性別役割分担の考え方は、「同感する」が5.7%、「同感しない」が78.6%となっています。性別で見ると、「同感する」割合は、男性が女性を6.3ポイント上回ります。



③ さまざまな生活の場面での男女の平等感

さまざまな生活の各場面における男女の平等感について、男性優遇「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計の割合は、⑤政治の場で、⑥社会通念・慣習・しきたり等で、⑧社会全体でが高く、5割を超えています。

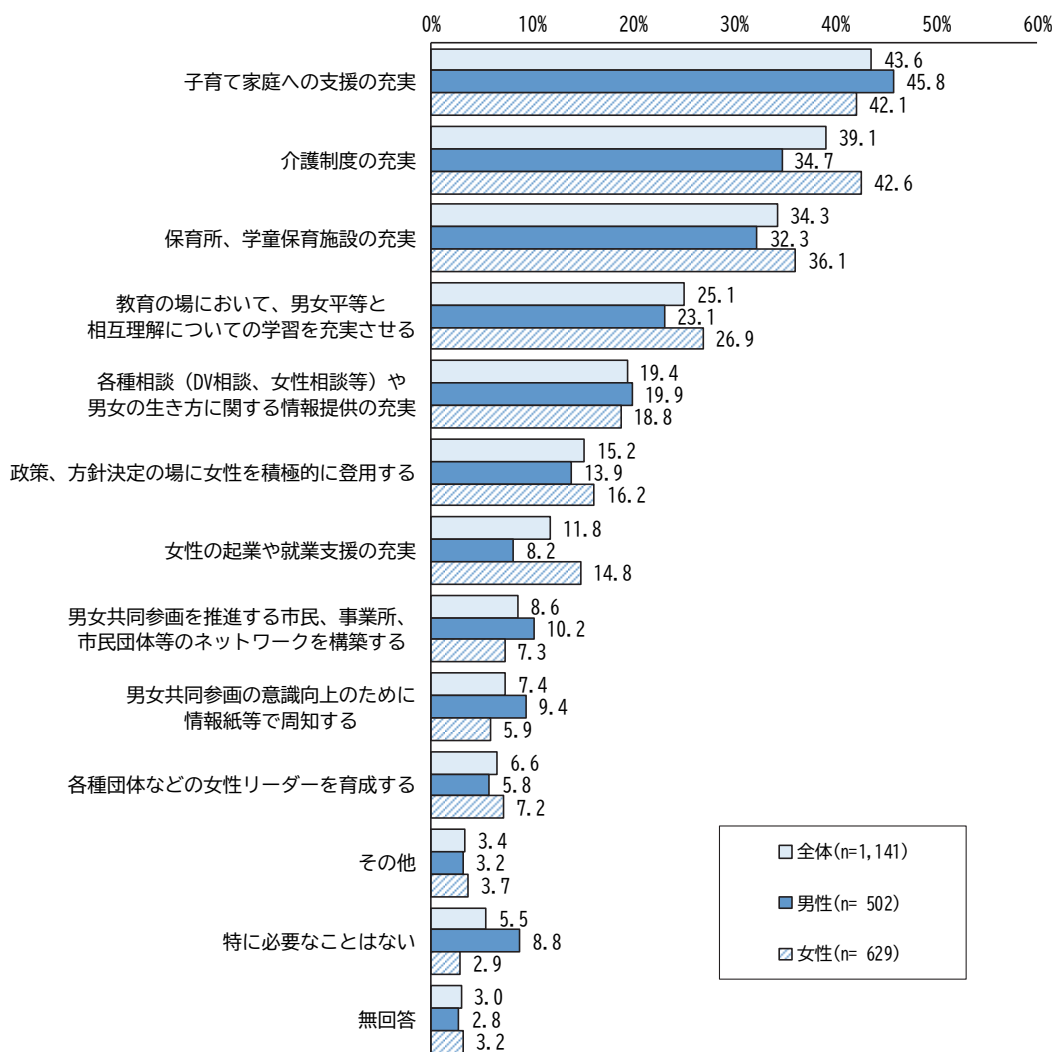
「平等になっている」は、②学校教育の場ですが48.3%と最も多く、次いで、①家庭生活で、④地域社会でが3割台となっています。



④ 男女共同参画推進のために本市が力を入れてほしいこと

男女共同参画推進のために市が力を入れてほしいことは、「子育て家庭への支援の充実」が43.6%と最も高く、次いで、「介護制度の充実」が39.1%、「保育所、学童保育施設の充実」が34.3%となっています。

性別で見ると、「子育て家庭への支援の充実」は男性で最も多く、「介護制度の充実」は女性で最も多くなっています。また、「女性の起業や就業支援の充実」は女性が男性を6.6ポイント上回っています。



3 市民・職員ワークショップ

本プランの策定にあたり、市民・職員の協働によるワークショップを開催し、市民・職員双方の男女共同参画に対する考えや思いをはじめ、市の現状や課題、理想の姿、課題の解決策などについて意見をいただきました。

◆ワークショップの概要

実施日時	令和7年7月2日(水)、9日(水)、18日(金) 14:00~16:00
実施場所	八潮市役所・多目的室(第1回/第3回)、八潮メセナ・集会室(第2回)
参加者	市民策定委員7名、庁内連絡会議委員20名 計27名 (出席状況:第1回27名、第2回24名、第3回21名)

テーマ	八潮市らしい「ダイバーシティ社会」「男女共同参画社会」とは？
<p><理想の八潮市></p> <p>○大きく 働く、子育て、コミュニティ、ジェンダーに関連する理想の姿が提示されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが働けるやさしいまち 八潮市 ・子育てしやすいまち 八潮 ・みんなが輝くまち 八潮 ・住み続けることができる八潮 ・共働き・共育てができる八潮 ・孤立しない八潮 ・ジェンダー平等な八潮 	

テーマ	「〇〇なまち八潮市」では、どんなことが「当たり前」？
働く 誰もが 働ける やさしいまち 八潮市	<p><主な意見></p> <p>○有給休暇が取りやすい、多様性がありいろいろな人が働ける、就労時間・多様な働き方を柔軟に選べる、定年がないなど、誰もが働きやすくなっている</p> <p>○生涯にわたり働くことで元気になれる、仕事を通じてやりがいにつながっていく</p>
働く 子育て 共働き ・ 共育て ができる八潮	<p>○男性育休取得率が100%となっている</p> <p>○こどもの居場所や大人も子どもも楽しめる複合型の子育て支援施設などがある</p>
子育て 子育て しやすい まち 八潮	<p>○地域に多様な遊び場がある、地域のイベントで色々な大人とふれあえる、周囲のサポート(親、周囲の人、近所の人)が充実している等、ハード・ソフト両面でのインフラが整っている</p> <p>○子育て世帯の負担を軽減するため、保育サービスや経済的支援が充実している</p> <p>○交通安全や不審者対策など、安全・安心なまちづくりが行われている</p>

<p>コミュニティ みんなが輝く まち 八潮 孤立しない八潮 ／ 住み続けるこ とができる八潮</p>	<p><主な意見> ○世代間、性別、国籍を問わずつながるきっかけがある、経験（仕事）を活かせる場所がある、趣味を共有できる場がある ○育児・家事・介護と仕事の両立に対して、周囲や職場の理解や家族の協力がある ○近所づきあい・スポーツ・趣味などを通じて多世代が交流できるイベントや場がある</p>
<p>ジェンダー ジェンダー平等 な八潮</p>	<p>○性別に関係なく職業を選択できる ○互いの性をよりよく知る教育が推進されている。</p>

テーマ	4つの場面のデータを見て考える八潮市の課題と解決策	
分野	課題	解決策
家庭	・家事・育児負担の女性への偏り	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦間・家族間の協力とコミュニケーション ●平等な家事・育児の分担
職場	・男性に偏る長時間労働・職責 ・休みをとりづらい職場環境	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な働き方の推進 ●男性も女性も働きやすい職場へ
地域	・世代間の意識のギャップ ・会長は男性、女性は補佐	<ul style="list-style-type: none"> ●世代間の交流・対話やイベント ●こどもの頃からの教育
人権 ・DV	・コロナによるDV相談増 ・被害者の経済的自立が難しい	<ul style="list-style-type: none"> ●相談しやすい環境づくり ●被害者の自立支援
キーワード	価値観／思いやり／意識／経済的余裕と精神的余裕	

テーマ	みんなの意識を変えるための情報発信を考えよう！
分野	内容
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちに協力して家事・育児をする姿を見せる ●家事・育児の分担について夫婦間できちんとコミュニケーションをとる
職場	<ul style="list-style-type: none"> ●職場の制度（就業時間等）を社内の選挙によりみんなで決める ●みんなが休みやすい職場づくり・バカンス制度の導入 ●役職や立場を交換した疑似体験
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢の方に対する男女共同参画に関する学習機会の提供 ●小中高生・大学生への男女共同参画の教育、ワークショップ等の実施
女性活躍	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てが一段落した世代の女性に対し、「自分らしく生きる・働く」についてのお茶会のような気軽な講演会 ●先輩・若手の女性職員同士で仕事への関わり・意識を高め合う

市民意識調査とワークショップから見た男女共同参画の課題のまとめ

【家庭や子育て】

市民意識調査では、家庭生活において男性に比べ女性で不平等（男性優遇）と感じている人が多くなっています。

ワークショップでは、家庭生活における「男は仕事、女は家庭（固定的な性役割分担意識^{*}）」による家事・育児負担の女性への偏りが指摘され、性別役割分担意識の解消と男性の家事・育児参画の一層の促進が重要との意見が多くありました。

思いやりのある夫婦間や家族間のコミュニケーション、相互理解や家族間の平等な家事分担に向けた意識づくりが求められています。

ワード ・子育ての楽しさ>負担 ・共働き・子育て

【仕事や職場】

市民意識調査では、性別にとらわれず多様な生き方をするために「仕事と家庭を両立するための環境」を重視する人が多くなっています。

ワークショップでは、固定的な性役割分担意識を背景に、男性に偏る職責や責任の重さや多様な働き方が認められない職場環境などが課題として指摘されています。働くことについては、多様な働き方（働き方・労働時間・場所等）の推進や職場の多様性（性別・年齢・障がいの有無・学歴等）への理解、休暇・両立支援制度の充実による働きがいや心身の健康の維持、仕事のやりがいの向上など多くの意見があげられました。

ワード ・多様な働き方 ・みんなが健康

【地域】

市民意識調査では、地域社会において男性に比べ女性で不平等（男性優遇）と感じている人が多くなっています。

ワークショップでは、地域活動について自治会構成員の高齢化や担い手の不足、会長に男性が多いという現状や地域への愛着の希薄化などが課題としてあげられています。女性が自治会長をやってみようと思える仕組みの工夫やみんなが参加しやすい地域交流・防災イベントの開催、世代間・性別・国籍を問わない交流などの意見があげられました。

ワード ・世代間の価値観の違い ・ゆるやかなつながり

ワークショップでは、家庭で家事・育児・介護をすること、働くこと、地域活動や公的な場所で活躍することなど、**男女共同参画が生きることすべてに関わる**ことを改めて確認することができました。また、ワークショップで提示された以下のキーワードは、プランの基本理念や基本目標の表現のほか、推進する施策の方向の検討に活用します。

ジェンダー平等

輝 <

誰もが

安全・安心



第3章 プランの基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 プランの体系

1 基本理念

第4次プランでは、「八潮市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる7つの基本理念を基本的な視点に「誰もが自分らしく、輝いて暮らせるまちをめざして」を掲げ、さまざまな施策や取り組みを推進してきました。

本プランでは、市の最上位計画である「八潮市総合計画」における分野別将来目標やワークショップにおけるキーワードを加え発展・継承し、基本理念を以下のように定めます。

基本理念に基づき、心身の健康を基本に、性別にかかわらず誰もが、安心して家庭・地域・職場等で自分らしく幸せに、生きる・育む・働く・活躍することができるまちを目指します。

自分らしく幸せに生きる・育む・働く・活躍できる八潮を目指して

八潮市男女共同参画推進条例における7つの基本理念(第3条)

- ① 全ての人の人権の尊重、性別による差別的取扱いの禁止、能力を発揮する機会の平等
- ② 制度・慣行が見直され、男女が互いに平等で相互に尊重する社会を目指す
- ③ 計画立案・決定に積極的に参画する機会の確保による、男女が対等で相互に尊重しつつ協働できる社会を目指す
- ④ 男女の互いの協力と責任による家庭・社会生活における活動の展開
- ⑤ 社会のあらゆる場からのあらゆる形態の暴力の根絶
- ⑥ 男女の生涯を通じての互いの性の理解、健康な生活を営む権利の確保と、性と生殖に関する女性の自己決定の尊重
- ⑦ 国際社会の動向への留意

2 基本目標

本プランでは、男女共同参画社会の実現を目指し、基本理念を達成するため、次の3つの基本目標に基づいて施策を展開します。

基本目標1 ジェンダー平等なまち八潮をつくる

性別にかかわらず、すべての人が思いやりをもち、ともにお互いを認め・尊重し合う意識を持つとともに、性別による役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※の解消に向けて、多様な世代や立場の人に対し、男女共同参画についての理解や認識が深まるよう、意識づくりを推進します。

また、「ダイバーシティ社会基本方針」や「八潮市パートナーシップ宣誓制度」の周知を図るとともに、多様性の尊重や性の多様性に関する正しい理解に向けた情報発信を行います。

あわせて、男女共同参画・ジェンダー平等の推進に向け、学校・家庭・地域などさまざまな場における啓発と学習機会の充実に努めます。

【施策の方向】

- 1 男女共同参画・ジェンダー平等の意識啓発
- 2 さまざまな場における男女共同参画の推進

基本目標2 みんなが輝き・働けるまち八潮をつくる

【八潮市女性活躍推進計画】

少子高齢化が進む中で、今後も豊かで活力ある持続可能な社会を維持するためには、性別や年齢を問わず子育てや介護をしながら働き続けられる環境づくりが必要です。

また、社会の持続的な発展や多様な視点を行政運営や経済活動に活かすためにも、政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進することや女性の活躍の場を広げることが重要となっています。

働く場においては、男女ともに働きやすい環境の整備に向けて、働く人・市内の事業者双方と協力・連携した取り組みを推進します。

【施策の方向】

- 1 女性が活躍する場の拡大
- 2 みんなが働きやすい環境づくりの推進
- 3 男女が協力して実現するワーク・ライフ・バランス※

基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせるやさしいまち 八潮をつくる

【八潮市 DV 防止等基本計画】

【八潮市困難女性支援基本計画】

男女共同参画社会の実現のためには、個人の人権が尊重され、すべての人が安全に安心して暮らせることが不可欠です。しかし、配偶者等への暴力（DV）や性犯罪・性暴力などのジェンダーに基づく暴力は、重大な人権侵害であり、あらゆる暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。

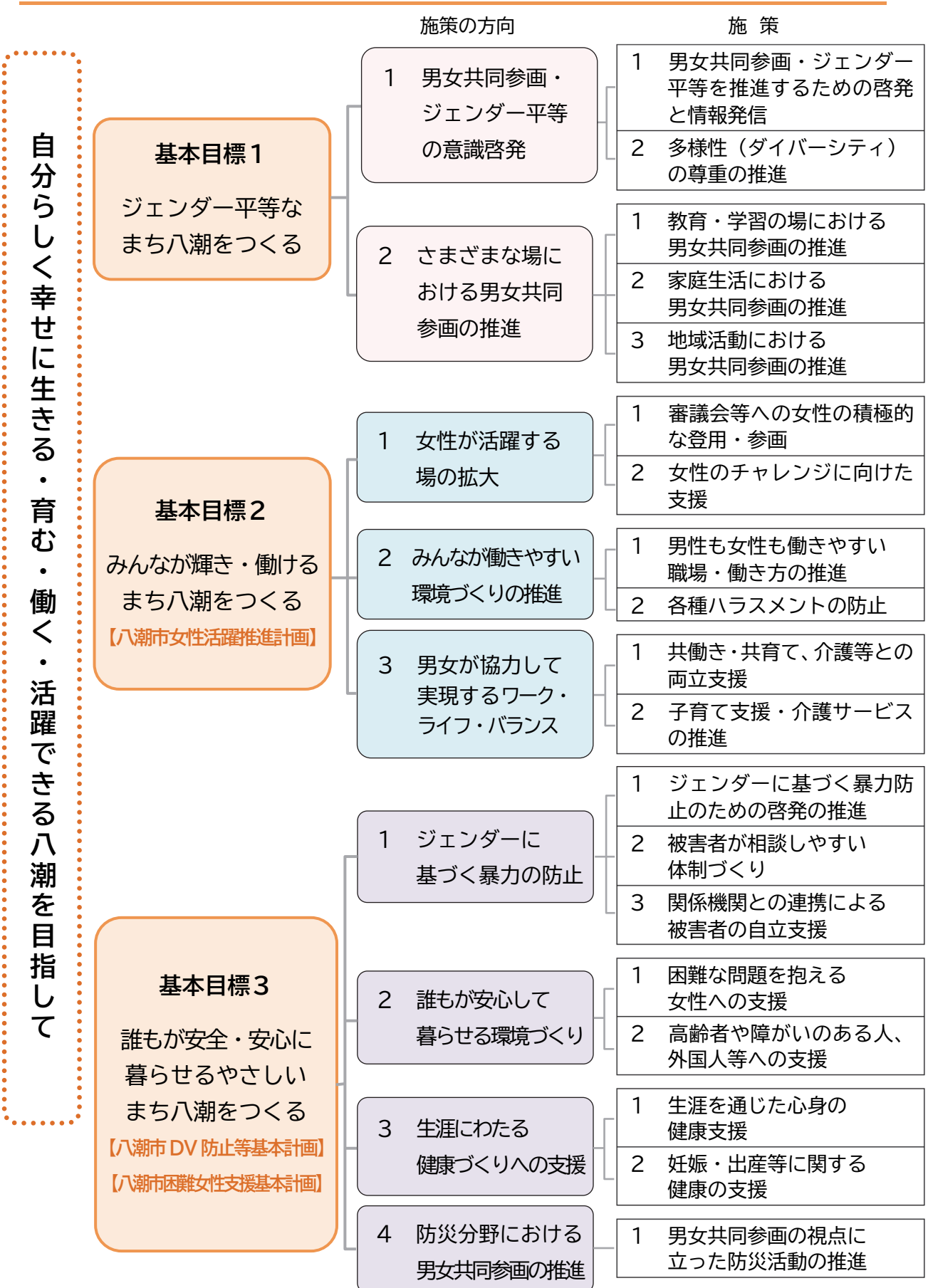
DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶に向けては、若い世代を含む暴力の防止に向けた意識啓発に努めるとともに、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につながるができるよう、相談体制の充実や安全の確保に取り組みます。

また、ひとり親家庭や生活に困窮した方、高齢や障がいなどにより生活上の困難を抱える方、外国人市民を支援し、すべての人が生涯にわたり健康で、安全・安心に暮らせるやさしいまちづくりを推進します。

【施策の方向】

- 1 ジェンダーに基づく暴力の防止
- 2 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- 3 生涯にわたる健康づくりへの支援
- 4 防災分野における男女共同参画の推進

3 プランの体系



第4章 施策の展開

基本目標1

ジェンダー平等なまち八潮をつくる

基本目標2

みんなが輝き・働けるまち
八潮をつくる

基本目標3

誰もが安全・安心に暮らせる
やさしいまち八潮をつくる

■数値目標一覧

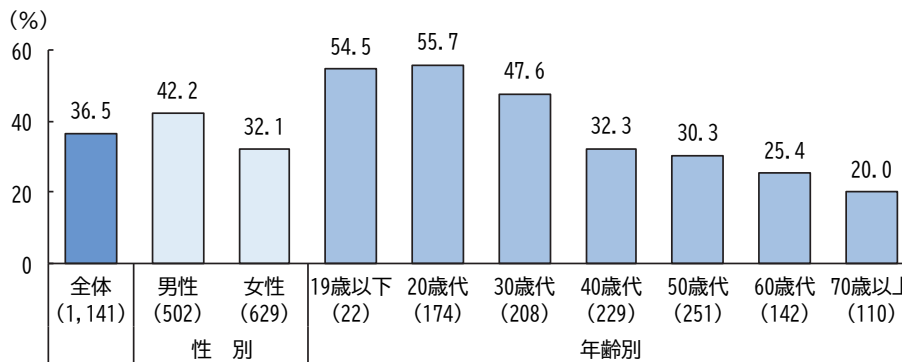
基本目標1 ジェンダー平等なまち八潮をつくる

施策の方向1 男女共同参画・ジェンダー平等の意識啓発

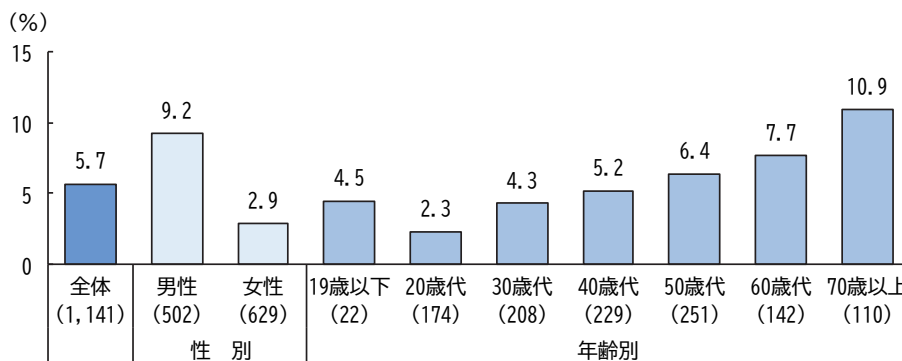
【現状と課題】

- ◇男女共同参画社会の実現のためには、性別や世代を問わず、市民一人ひとりが男女共同参画・ジェンダー平等の意識を高めることが重要です。市民意識調査では、「男女共同参画」という言葉を意味まで知っている割合は全体で36.5%ですが、性別では男性、年代では若い世代ほど認知度が高い結果となっています。この結果は、そうした属性で職場の研修や教育の場で触れる機会が多いためと考えられます。
- ◇「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方について、同感する割合は、わずかに5.7%であり、固定的な性別役割分担意識は解消に向かっていますが、女性に比べ男性で、年齢が高いほど同感する割合が高い傾向にあります。
- ◇固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、引き続き、市民の男女共同参画・ジェンダー平等意識の啓発や男女共同参画に関する世代に合わせた情報発信や実践に結び付く学習機会の提供などに取り組む必要があります。

男女共同参画の「言葉も意味も知っている」割合【全体／性別／年齢別】



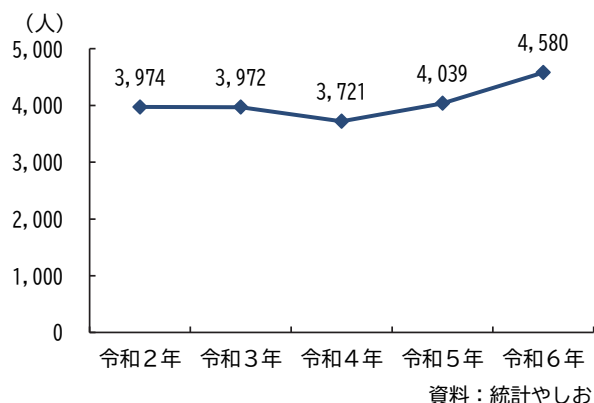
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に「同感する」割合【全体／性別／年齢別】



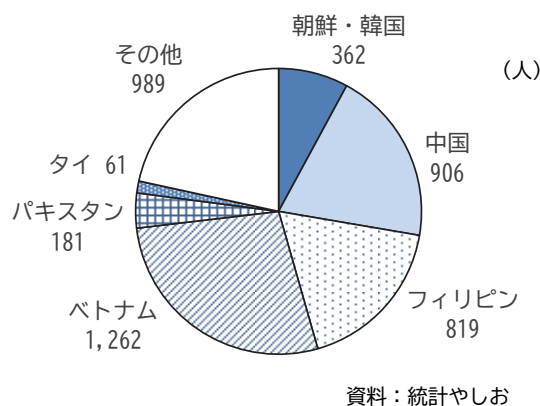
資料：第19回八潮市市民意識調査

◇本市の外国人人口は、令和4（2022）年までは減少傾向にありましたが、令和5（2023）年以降増加に転じ、令和6（2024）年は4,580人となっています。国籍は、ベトナムや中国、フィリピンが多くなっています。

外国人人口の推移



国籍別内訳(令和6年)



◇令和5（2023）年3月に制定された「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」においては、年齢や性別、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などのさまざまな属性に配慮しながら、違いを受け入れ、理解し合い、互いに活かすことができる多様性のある社会の推進に取り組むこととしています。そのため、こどもから大人まで、あらゆる世代に対して多様な考え方や価値観を理解するための意識啓発や学びの機会の提供などを通じ、多様性を尊重したまちづくりを推進することが重要です。



施策1 男女共同参画・ジェンダー平等を推進するための啓発と情報発信

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、さまざまな媒体を活用して、市民に向けて広く意識啓発と情報発信を行います。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
1 ●	出前講座の実施	男女共同参画・ジェンダー平等に関する出前講座を実施し、こどもから大人まで市民の意識の高揚を図ります。	人権・男女共同参画課
2 ●	「広報やしお」を活用した啓発活動の実施	紙面において、固定的性別役割分担等を想起させる表現を避け、ジェンダー行動を意識したイラストを掲載します。	秘書広報課 人権・男女共同参画課
3 ●	男女共同参画社会に関する情報提供の実施	男女共同参画情報紙の発行やホームページ、SNS等を活用することで、男女共同参画社会実現のための啓発と情報提供を実施します。	人権・男女共同参画課
4	意識調査の定期的実施	市民の男女共同参画に関する実態・意識等を把握するため定期的に意識調査を実施し、結果について情報公開を行います。	人権・男女共同参画課
5 ●	人権侵害防止に関する学習・研修会・啓発活動の推進	人権尊重・男女共同参画・ジェンダー平等の意識づくりを推進するための学習や研修会、啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画課 社会教育課

*以降、表中の●は第4次プランから内容等に変更のあった具体的取り組み、★は新規の具体的取り組みとなります。



施策2 多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進

性別や年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認などにとらわれることなく、誰もが個性と能力を発揮できる社会づくりに向け、多様性（ダイバーシティ）を尊重したまちづくりを推進します。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
6 ●	ダイバーシティ社会の視点に立った環境整備の推進	高齢者や障がいのある人、外国人等、多様な立場の人に対応するために、ダイバーシティ社会の視点に立った環境づくりを推進します。	関係課（全庁）
7	LGBT等の性的少数者の人権に関する学習・啓発の推進	LGBT等の性的少数者に対する偏見や人権侵害をなくし、人権に関する学習、啓発を実施します。	人権・男女共同参画課
8 ●	性の多様性を尊重する社会の推進	LGBT等であることを理由に、さまざまな困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるよう「パートナーシップ宣誓制度」等の普及啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画課
9	国際交流等の促進	国際交流を行っている市内のボランティア団体等と連携して、市内在住の外国人との交流イベントやホームステイ事業を行い、日本文化の紹介を通じて、相互理解を深めます。	市民協働推進課

多様性のイメージ

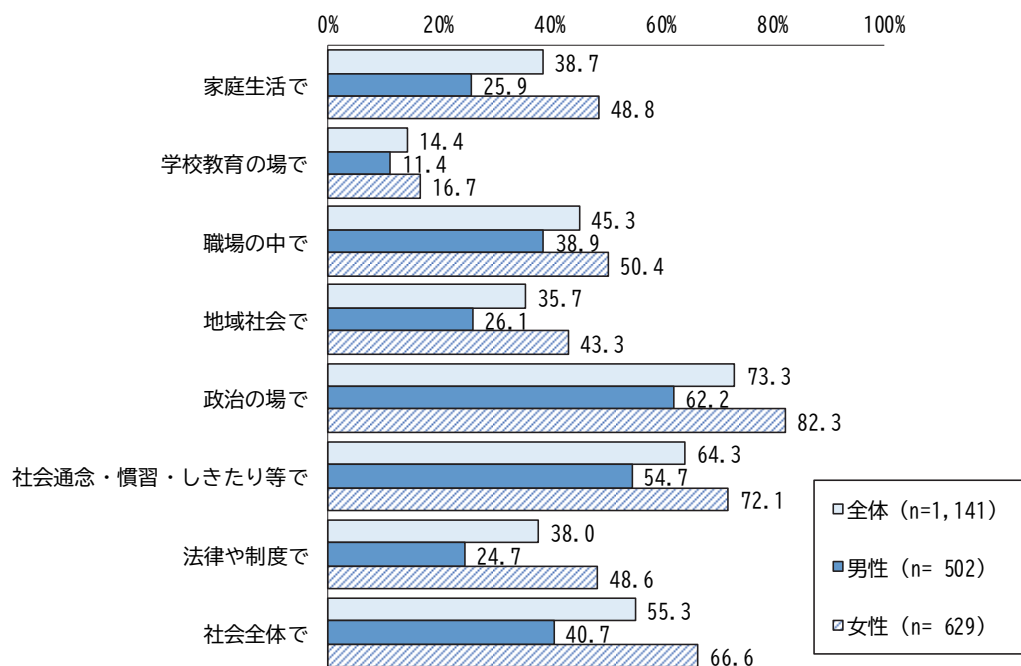


施策の方向2 さまざまな場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- ◇市民意識調査において、さまざまな場面において男女の地位が平等になっていると思うかについて、平等になっていると考える人の割合は、学校教育の場が約5割と最も高くなっています。一方で、男性優遇（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）の割合は、すべての分野で女性が男性を上回るなど、特に女性で不平等を感じる人が多くなっています。
- ◇ワークショップにおいても、男女共同参画に向けてこどもの頃からの教育が重要であること、若い世代では男性の家事・育児参画が進むが、年代が高い層ほど家事・育児に関わらない男性が多いこと、自治会等の地域活動で構成員の高齢化や担い手不足が課題となっているが、「会長やリーダーは男性」という固定観念があるのではないかなどの意見が出されています。
- ◇学校教育の場においては、人権尊重教育教室の開催やキャリア教育など、次代を担う子ども達が男女共同参画や人権尊重の意識を育み、性別にとらわれることなく、選択肢や可能性を広げるための教育を実施しています。
- ◇共働き世帯の増加や仕事を持つ高齢者が増加する中で、地域活動の担い手不足が課題となっていることから、地域活動においても男女共同参画の視点を持ち、多様な人材が参加できる地域活動の工夫やリーダーとしての女性の参画を促進することが求められます。

男女の地位の平等感 男性優遇*の割合【全体/性別】



* 「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

資料：第19回八潮市市民意識調査

施策1 教育・学習の場における男女共同参画の推進

幼児期から成人期まで継続して、人権尊重やジェンダーについての正しい理解と認識が身につくような教育を推進します。また、こども達の個性や能力を大切にしながら、男女共同参画の芽を育てる教育を推進します。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
10	人権教育の実施	市内小中学校の教職員を対象に人権教育研修会や人権講座、ワークショップを実施し、教職員のジェンダー平等意識の啓発に努めます。また、「人権文集」の作成等を通して、児童生徒に人権意識の啓発を図ります。	小中一貫教育課
11	男女共同参画の視点に ● 立った進路指導の充実	各界で活躍する方を招いた講演会や職場体験活動等を通して、男女共同参画の視点での多様な進路への理解・関心の向上を図り、望ましい職業観の形成を目指します。	小中一貫教育課
12	社会教育におけるジェンダー平等教育の推進 ●	市民大学・大学院の実施をはじめ、男女共同参画の視点を取り入れた各種講座の開催やワークショップ等の参加体験型のイベントを行い、ジェンダー平等・男女共同参画を進める意識づくりを推進します。	社会教育課
13	人権講座等の実施 ●	人権講座や人権・同和教育指導者養成講座等を実施します。	人権・男女共同参画課 社会教育課

施策2 家庭生活における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現にあたり、私たちの最も身近な場である家庭生活において、夫婦や家族の間での思いやりあるコミュニケーションと家事や子育ての公平な分担について、さまざまな形での意識啓発を行います。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
14	家庭生活における男女 ● 共同参画意識の啓発	情報紙等の内容の充実等を図るとともに、市ホームページ等を活用し、男女共同参画に関する意識啓発を実施します。	人権・男女共同参画課

No.	具体的取り組み	内容	担当課
15	男性の家事・育児・介護等への参画の促進	関係各課と連携して、家事、育児、介護等に男性が自ら参画できるよう講座等を通じて促進するとともに、市内企業には、男性の家事・育児・介護等への参画を促進するための啓発を行います。	人権・男女共同参画課 関係課
16	家庭教育学級の充実	P T Aと教育委員会等が連携して、家庭教育学級等のさまざまな講座を充実させ、親が子どもとともに学べ、子どもたちがのびのびと個性を發揮できる環境の実現に努めます。	社会教育課
17	幼児家庭教育学級の推進	子育て講座をはじめ保護者の学習機会を充実させ、発達段階に応じた家庭教育を推進します。	社会教育課

施策3 地域活動における男女共同参画の推進

多様な住民が地域活動に参加していくことや女性が役員やリーダーとして参画することは、異なる視点による課題の解決につながるなど、地域活動の活性化や持続可能な地域をつくっていくために重要です。性別や世代にかかわらず参加できる地域交流の仕組みを育てるための取り組みを推進します。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
18	町会・自治会等の方針決定の場への女性の登用の促進	町会・自治会等への加入促進に努めるとともに、関係課及び町会・自治会長と連携して、その方針決定の場への女性の登用について啓発を行い、女性が参画しやすい環境づくりへの協力を依頼します。	市民協働推進課
19	地域活動におけるジェンダー平等学習の実施	地域団体等を対象に、ジェンダー平等・男女共同参画に関する学習の機会を提供するとともに、関係団体が自主的に取り組めるように活動の場の提供や情報の提供等の支援を行います。	市民協働推進課
20	市民交流の促進	ボランティア団体や市民活動団体とともに、さまざまな世代の人々が楽しめるイベントの企画等、団体同士の連携、交流、情報交換を促進します。	市民協働推進課
21	地域活動のための条件整備の推進	性別や年齢を問わず参加できる出前講座メニューや、市民活動支援事業等を充実します。	市民協働推進課

No.	具体的取り組み	内容	担当課
22	ボランティア団体、市民活動団体の支援	ボランティアや市民活動の意向がある人々を活動と結びつける仕組みや活動内容の情報発信、市民活動支援講座の開催により各団体を支援します。	市民協働推進課
23 ●	男女共同参画に賛同する団体の支援と交流の促進	男女共同参画の推進に賛同する市内サークルの情報発信や団体からの事業への協力により、男女共同参画に関する市民の主体的な活動や団体間の交流を促進します。	人権・男女共同参画課
24	男性の地域活動参加の促進	男性の地域活動への参加を促進するための意識啓発を行うとともに、講座等の曜日や開催日時等に配慮し、多くの男性に地域活動参加のきっかけを提供するよう努めます。	人権・男女共同参画課



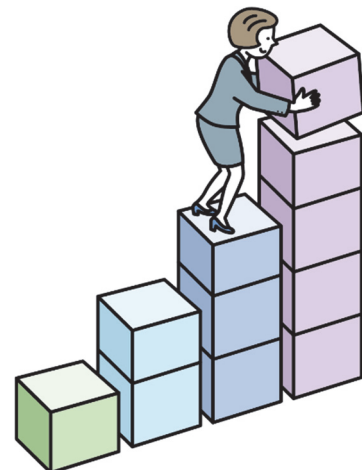
基本目標2 みんなが輝き・働けるまち八潮をつくる

【八潮市女性活躍推進計画】

施策の方向1 女性が活躍する場の拡大

【現状と課題】

- ◇国においては、平成15（2003）年に掲げた「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との目標が令和2（2020）年時点で達成できなかったことから、第5次基本計画で「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度」という目標を掲げ取り組みを推進してきました。
- ◇本市においても、政策・方針決定過程への女性参画の促進に向け、市の施策に関わる審議会等における女性委員の割合の目標を40%、市職員における副課長級以上の女性管理職の割合を30%（ともに令和7（2025）年度）に掲げ、各施策や取り組みを推進してきましたが、現在、第4次プランでは目標を達成出来ていません。
- ◇「八潮市議会基本条例」において、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努めることを明記するなど多様性の尊重を重視する条項を設けており、市議会議員に占める女性の割合は、令和7（2025）年度で33.3%（7人/21人）と周辺自治体と比較しても高い水準にあります。
- ◇ワークショップにおいても、女性の働き方をめぐっては、女性管理職のロールモデルがないことや出産・育児によるキャリアの断絶がもたらす賃金の低下、女性の正規雇用での再就職の難しさなど多様な意見が出されました。「もっと働きたい」「家庭を大事にしたい」「仕事と家庭を両立したい」など、女性一人ひとりの意思や生き方を尊重した上で、望むキャリア形成を後押しするような支援が求められています。
- ◇各分野の代表者に男性が多いことを受け、本市でも審議会の構成比率の配慮や職員の個々の能力に応じた人事配置の実施、女性職員の講習会への参加促進など、全庁的な意識付けを行っています。市政や審議会等に女性が積極的に関わることで、多様な視点が反映されるよう、今後も一層の取り組みの推進が求められます。



施策1 審議会等への女性の積極的な登用・参画

市政の方針・意思決定の場に多様な視点を取り入れ、誰もが暮らしやすいまちにしていくために、庁内の関係各課と連携して、女性の積極的な登用の推進と市の審議会等、政策や方針を決定する過程への女性の参画を促進します。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
25 ●	審議会等への女性の参画促進	「女性人材リスト※」の充実を図り、審議会・委員会等女性委員の増加を図ります。	人権・男女共同参画課
26 ●	女性人材リストの充実	男女共同参画情報紙や市ホームページ、研修等を通じて登録者を募集します。また、「女性人材リスト」を庁内掲示板に掲載し、審議会等への登用を促進します。	人権・男女共同参画課
27	公募制の充実	公募制の充実を図り、審議会等への女性の参加を促進します。	関係課
28 ●	女性指導者の育成講座の参加促進	女性指導者の育成を進めるため、国や県、市で実施している研修会等の情報提供及び参加を促進します。	人権・男女共同参画課
29 ●	女性職員の人材育成	市の女性職員が研修会に参加しやすい環境を整備し、女性職員の意識改革やスキルの向上を図るため「ロールモデル」等の人材の育成に努めます。また、昇進に対する意識啓発を行い、女性のキャリア形成を支援・促進します。	人事課
30	女性職員の管理職登用	複数のロールモデルの提示や職場の環境整備に努め、女性職員の職域拡大を促進するとともに、昇任試験受験についての啓発等受験しやすい環境づくりに努めます。	人事課
31	政治分野・市政における男女共同参画の推進	女性が政治分野や市政に参画しやすいよう、情報提供や研修の機会の提供に努めます。	議事調査課 人権・男女共同参画課

施策2 女性のチャレンジに向けた支援

年代やライフステージに合わせて、女性一人ひとりの能力を活かし、経済的自立を実現できるよう、女性の就労や起業、出産・子育てで退職した方の再就職に向けた支援を行います。

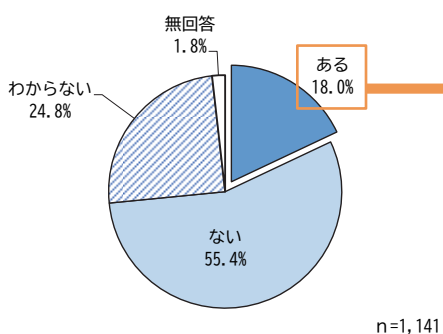
No.	具体的取り組み	内容	担当課
32 ●	女性の参画意識の啓発	男女共同参画情報紙の内容の充実等を図ることで、学習機会の提供や啓発活動を促進します。	人権・男女共同参画課
33 ●	女性活躍推進に関する普及啓発	女性の個性と能力が発揮できる社会を実現するため、市ホームページに女性活躍推進法の概要を掲載するなど、普及啓発を行います。	商工観光課
34 ●	学習機会等情報提供の実施	八潮駅前出張所に、男女共同参画に関する図書及びチラシ、リーフレット等を設置し、情報提供します。	人権・男女共同参画課
35 ●	就業・再就職を目指す女性への支援	女性の能力発揮の機会や再雇用などを支援するため、市ホームページ等で県の相談窓口などについて周知します。 また、県や関係機関等と連携し、就労に関する情報提供や各種セミナーへの参加を促進します。	商工観光課
36 ●	創業・起業を目指す女性への支援	創業を目指す人のための支援制度や県が実施する女性の創業・起業を支援する各種事業の周知により、女性の創業・起業を支援します。	商工観光課
37 ●	若年者の就業支援	若年者の就業を支援するため、キャリアカウンセラーによる職業相談や情報提供、講座等を開催します。	商工観光課
38 ●	農業等に従事する女性への支援	農業等に従事する女性の社会的・経済的地位の向上を目的に「家族経営協定」の締結を促進します。 また、女性農業従事者への情報提供や取り組みのPRを通じて、就業環境の充実や経営者としてのキャリア形成を支援します。	都市農業課
39 ●	女性の新規就農への情報提供	農業祭等のイベントで関係課と連携し、女性の新規就農者の育成を目的とした情報提供を行います。	都市農業課

施策の方向2 みんなが働きやすい環境づくりの推進

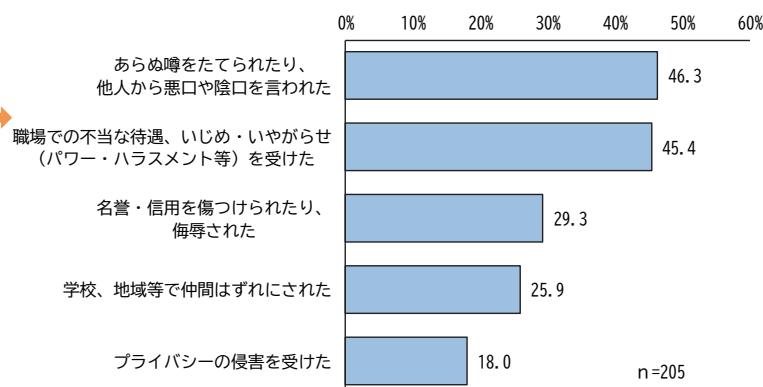
【現状と課題】

- ◇働くことは、生活の経済的な基盤であり、すべての人が性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会を実現する上で、非常に重要なことです。男女共同参画や女性活躍の推進に関する取り組みを行うことは、男性も女性も暮らしやすい多様な幸せを実現することにつながります。
- ◇ワークショップにおいても、男性に偏る職責や責任の重さをはじめ、休暇が取りにくい、多様な働き方が認められない職場環境などが課題としてあげられ、理想の姿として「多様な働き方（働き方・労働時間・場所等）の推進」「休暇・両立支援制度の充実」「働きがい・やりがいのある仕事」「理解ある経営者・職場の増加」など、仕事や働くことについて多くの意見が出されています。
- ◇埼玉県では、誰もがいきいきと働ける職場環境づくりに取り組む企業を「多様な働き方実践企業※」として認定しています。埼玉県全体で認定企業数は4,346社（令和7（2025）年12月現在）であり、八潮市内では42社（令和7（2025）年度認定分を含む）の企業が認定を受けています。八潮市役所も1事業所として最上位のプラチナ認定を取得しています。
- ◇職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つけるなど人権にかかわる許されない行為です。労働施策総合推進法※の改正により、すべての企業でパワー・ハラスメント※、カスタマー・ハラスメント※等の対策が義務化されています。
- ◇市民意識調査では、日常生活の中で、自身や周囲の人の人権が侵害されたと感じたことがある人の割合は18.0%であり、その内容では「あらぬ噂をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われた」「職場での不当な待遇、いじめ・いやがらせ（パワー・ハラスメント）を受けた」がともに4割台半ばで高くなっています。
- ◇性別を問わず働きやすい環境づくりや多様な働き方への取り組みを推進すること、また、働く人の能力の発揮や就業を継続する観点からも、企業や働く人自身が自らの責任や権利について知り、ハラスメントが起こらない職場づくりを進めることが重要です。

自分や周囲の人が人権侵害をされた経験の有無



人権侵害の内容(上位5項目)



資料：第19回八潮市市民意識調査

施策1 男性も女性も働きやすい職場・働き方の推進

性別にとらわれず、誰もが働きやすく働きがいのある職場環境や多様で柔軟な働き方の導入に向けた企業への意識啓発・情報発信や国・県の助成制度等の周知を行います。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
40 ●	関係法令・制度の普及啓発	多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、労働に関する法令や各種助成制度の情報提供や普及啓発を行います。	商工観光課
41 ●	働きやすい職場環境の整備や多様な働き方に対する制度の啓発	市内企業に対し、働きやすい職場環境の整備や多様な働き方について情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
42 ●	内職相談の充実	内職希望者のニーズに合ったあっせんをするため、内職相談を実施するとともに、市ホームページ等で求人募集を行います。	商工観光課

施策2 各種ハラスメントの防止

市民や事業所等に対し、パワー・ハラスメントをはじめ各種ハラスメントについての理解の促進と防止に向けた情報発信・啓発を行います。また、市職員に対する研修等により市内のハラスメント防止に取り組みます。

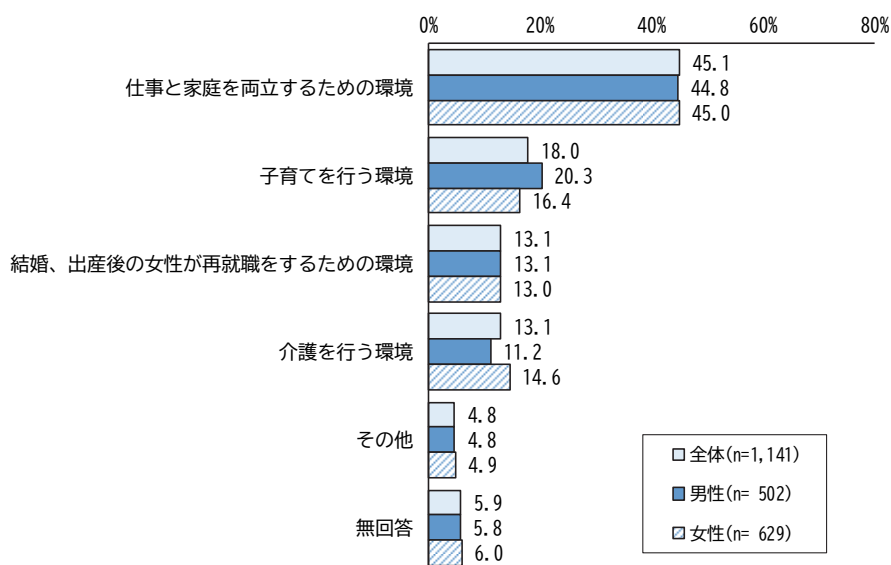
No.	具体的取り組み	内容	担当課
43 ★	職場におけるハラスメントの防止	就業者が安心して働ける健全な職場環境を整備するため、労働施策総合推進法等に基づくハラスメント対策について普及啓発を行います。	商工観光課
44 ★	職員へ研修会等の実施	職場環境の向上のため、ハラスメント防止研修会等を実施します。	人権・男女共同参画課 人事課

施策の方向3 男女が協力して実現するワーク・ライフ・バランス

【現状と課題】

- ◇育児や介護等に直面した時に、仕事との両立のしづらさが生じたり、特に女性で就労の継続やキャリアの形成が困難になる状況がみられ、その背景として、長時間労働や女性への家事・育児等の負担の偏りと固定的な性別役割分担意識があることが指摘されています。
- ◇市民意識調査においては、性別にとらわれず多様な生き方を選択するためにさらに充実を求める環境は、「仕事と家庭を両立するための環境」が45.1%で最も高くなっています。
- ◇ワークショップにおいても、子育ての楽しさが負担を上回る「子育てしやすいまち八潮」、「共働き・共育てができる八潮」などの理想の姿が描かれ、子育て支援の充実や男性の家事・子育てへの参画についての意見が多くあげられています。
- ◇男女ともに、仕事と女性に偏りがちな家事・育児等を男女がともに担えるよう、子育て支援の充実や意識啓発を図っていくことが求められます。
- ◇若い世代の多い本市ですが、今後は介護をしながら働く「ワーキングケアラー」の増加も想定されます。埼玉県では、令和2（2020）年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」を制定し、多様な主体が相互に連携を図り、ケアラー（介護者等）※が孤立することのないよう社会全体で支えていくこととしています。
- ◇男女共同参画社会の実現に向け、男女が協力して理想とする生き方や働き方を実現し、共働き・共育て、仕事と介護等の両立ができる環境の整備が必要です。

性別にとらわれず多様な生き方を選択するためにさらに充実を求める環境【全体／性別】



資料：第19回八潮市市民意識調査

施策1 共働き・共育て、介護等との両立支援

市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、共に働き、共に育てていくという企業と働く人の意識改革を促進し、育児・介護・健康と職業生活の両立を支援する情報提供や啓発活動を行います。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
45 ●	仕事と家庭・健康・地域生活の両立のための意識啓発	「ワーク・ライフ・バランス」をはじめ「フェムテック※」など新しい動向の周知啓発やロールモデル等の紹介により、市民一人ひとりの仕事と家庭・健康・地域活動等の両立の実現を目指します。	人権・男女共同参画課
46 ●	仕事と育児・介護・治療の両立支援	事業主及び就業者が、仕事と育児・介護・治療を両立しやすい環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を行います。 また、市ホームページで育児・介護休業法等に基づく両立支援制度や各種給付事業の周知を行います。	商工観光課 人権・男女共同参画課

施策2 子育て支援・介護サービスの推進

必要な人が必要とする時に保育・子育て支援サービスや介護サービス等を利用できるよう、各サービスのわかりやすい情報提供や保護者・介護者からの相談に対応します。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
47 ●	保育サービスの充実	保護者のニーズに応じた多様な保育サービスの充実により、保護者の仕事と家庭生活の両立を支援します。	保育幼稚園課
48	こども医療費等の支給	家庭生活の安定とこどもの健全育成を促進するため、こども医療費や児童手当を支給します。	こども政策課
49 ●	保育所・学童保育所の整備・充実	保育所・学童保育所の整備、充実を進め、こどもたちが健やかに育つ保育施設等としていきます。	こども政策課 教育総務課

No.	具体的取り組み	内容	担当課
50 ●	公園等の整備の推進	児童の健全育成を目指して、安全・安心に遊べるよう公園等の整備を推進するとともに、地域における世代間交流の場としての公園づくりなどを検討します。	公園みどり課 関係課
51 ●	介護保険サービス・高齢者福祉サービスの充実	介護保険サービス・高齢者福祉サービスの充実により、介護者の負担の軽減を図り、介護離職防止を促進します。	長寿介護課



基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせるやさしいまち八潮をつくる

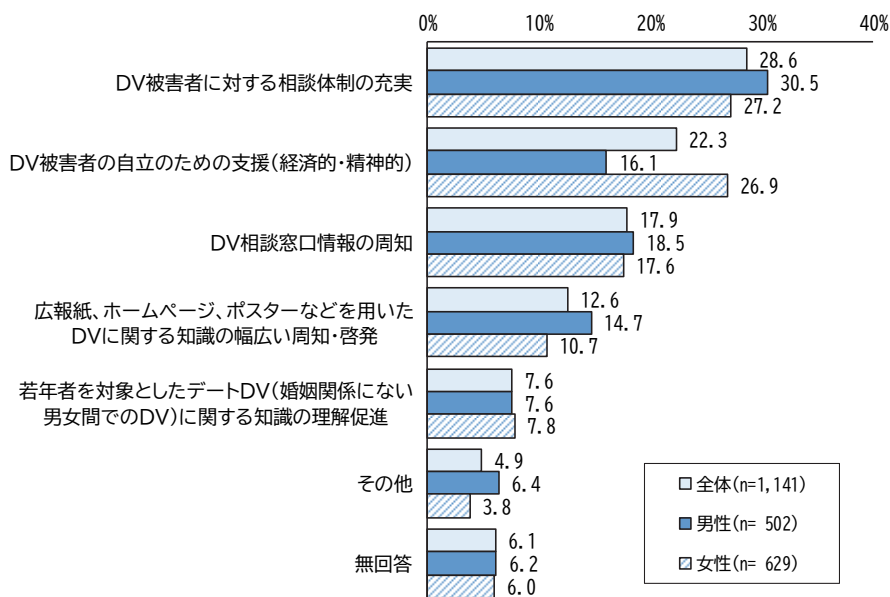
施策の方向1 ジェンダーに基づく暴力の防止

【八潮市DV防止等基本計画】

【現状と課題】

- ◇配偶者等からの暴力や虐待、性犯罪・性暴力等は、重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復に取り組み、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題です。女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、男女が置かれている立場（ジェンダー）に起因する実態があり、こどもの面前で行われるDVは精神的虐待にあたるなど、児童虐待とも密接な関わりがあります。
- ◇市民意識調査では、DVの防止及び被害者支援のために特に重要だと思うものとして、「DV被害者に対する相談体制の充実」「DV被害者の自立のための支援（経済的・精神的）」「DV相談窓口情報の周知」などが多くあげられています。性別では、「DV被害者の自立のための支援（経済的・精神的）」は、女性が男性を大きく上回ります。
- ◇本市では、八潮市配偶者暴力相談支援センター（通称：八潮市DV相談支援室）を開設し、DVに関する相談に対応し、必要に応じて被害者の自立に向けた情報提供や関係機関との連絡調整を行っています。
- ◇ジェンダーに基づくあらゆる人権侵害・暴力の根絶に向けて、一人ひとりが認識を深めるとともに、被害の発生・深刻化を防ぐための啓発活動と被害者の自立支援に向けた連携体制の充実を図ることが重要です。その際、男性や性的マイノリティ※、外国人市民等多様な被害者が存在することを念頭に、寄り添った支援を行う必要があります。

DVの防止や被害者支援のために特に重要だと思うもの【全体／性別】



資料：第19回八潮市市民意識調査

施策1 ジェンダーに基づく暴力防止のための啓発の推進

DVや性犯罪・性暴力等あらゆるジェンダーに基づく暴力を許さない社会づくりと暴力の防止に向けて、一人ひとりが正しい理解を深めるための啓発や情報提供を行います。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
52 ●	DV防止の啓発	<p>広報紙やリーフレット等を活用してDV防止を啓発します。</p> <p>また、DV被害等に対して個別に相談に応じるとともに、DVの予防、防止、相談機関についての情報を提供します。</p>	<p>人権・男女共同参画課</p> <p>こども家庭支援課</p>
53 ●	デートDV*防止の啓発	<p>交際相手からの暴力(デートDV)を防止するため、広報紙や啓発用リーフレット、SNS等を活用し、デートDV防止の啓発を推進します。</p> <p>また、デートDV被害等に対して個別に相談に応じるとともに、デートDVの予防、防止、相談機関についての情報を提供します。</p>	<p>人権・男女共同参画課</p> <p>小中一貫教育課</p> <p>こども家庭支援課</p>

施策2 被害者が相談しやすい体制づくり

八潮市配偶者暴力相談支援センター(通称:八潮市DV相談支援室)をはじめ、国や県を含む多様な相談窓口・相談事業を周知するとともに、被害者が安心して相談できるよう、研修等により相談担当者の資質向上を図ります。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
54 ★	DV相談窓口の周知	<p>国や県が実施する相談窓口を記載したPRカードやリーフレットを活用し、情報を必要とする人に対し効果的に周知します。</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>
55	DV相談の充実	<p>八潮市配偶者暴力相談支援センター(通称:八潮市DV相談支援室)において、DV被害者からの相談・支援を行います。</p>	<p>こども家庭支援課</p>
56 ●	男性相談者への支援	<p>DV被害者は女性に限定されるものではなく、近年DV被害を訴える男性が増加傾向にあることから、男性が相談しやすい体制づくりの構築に努めます。</p>	<p>こども家庭支援課</p>

施策3 関係機関との連携による被害者の自立支援

被害者やその家族の安全確保と新たな生活の再建に向けて、関係機関や庁内の関係各課と連携しながら必要な対応や手続きの支援を行います。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
57 ●	緊急時の安全確保	配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体に直結する問題です。警察等関係機関と連携し、一時保護を含む避難先について、被害者の意思を尊重した支援を行います。	こども家庭支援課
58	被害者への経済的支援	必要に応じ生活保護制度等による適切な経済的支援を実施します。	社会福祉課
59 ●	こどもに対する支援	被害者に同伴するこどもの就学等に速やかに対応するとともに、家庭児童相談員、女性相談支援員、保健師等と連携して、児童虐待の早期発見や、こどもの心のケア等細やかな支援を行います。	小中一貫教育課 こども家庭支援課
60 ●	被害者やその家族への支援	女性相談室や家庭児童相談室等において、DVからの避難中、避難後における母子（父子）家庭のさまざまな悩みに寄り添います。	こども家庭支援課
61 ●	関係機関及び庁内関係課との連携の推進	DV対策担当者連絡協議会及び庁内担当者連絡会議を運営します。 また、DV相談対応マニュアルを活用し、庁内関係各課における連携を図り、適切な被害者支援を行います。	こども家庭支援課

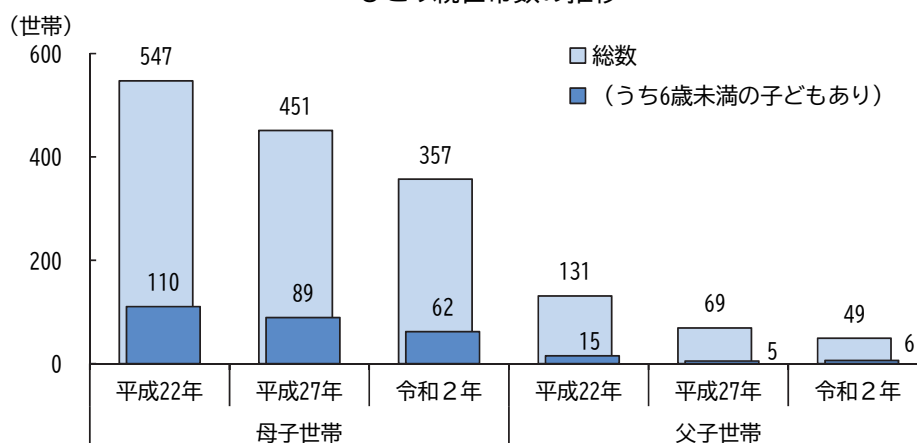
施策の方向2 誰もが安心して暮らせる環境づくり

【八潮市困難女性支援基本計画】

【現状と課題】

- ◇時代の変化に伴い、女性が抱える困難が多様化、複合化、複雑化している状況を踏まえ、令和6（2024）年4月に「女性支援法」が施行、国より「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示され、県においても「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」が策定されています。
- ◇女性は、女性であることにより性的な被害に遭遇しやすく、予期せぬ妊娠等の問題が存在するほか、出産・育児によるキャリアの断絶が起こりやすい状況があり、不安定な就労とそれに伴う低年金や経済的困窮、孤立などの困難に陥りやすい傾向にあります。
- ◇本市のひとり親世帯の数は減少傾向にあります。母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、6歳未満の子どもがいる世帯は圧倒的に母子世帯が多くなっています。仕事と子育ての両立が難しく働き方に制限のある母子世帯では、より生活上の困難を抱えやすい状況にあります。
- ◇市においては八潮市女性相談室を設置し、女性相談支援員がさまざまな悩み相談に対応し、問題解決に向けた支援を行っています。今後は困難な女性を支援するための庁内外の連携の強化が求められます。
- ◇ワークショップにおいては、高齢者の活動・憩い・リフレッシュの施設が少ないことや日常の困り事を解決する場がないことが課題としてあげられ、見守り・ボランティアや社会的就労、スポーツ・趣味等によるゆるやかな住民同士のつながりや交流の必要性について意見がありました。
- ◇男女共同参画や女性支援の視点に立ち、生活困窮やひとり親等さまざまな社会的困難を抱えた人や高齢者や障がいのある人、外国人市民など、社会的に不利な立場に置かれやすい人々に対し、それぞれの状況に応じた支援を充実させ、誰もが安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

施策1 困難な問題を抱える女性への支援

予期せぬ妊娠や不安定就労を背景とする男女間の賃金格差など女性特有の困難があることを念頭に、生活困窮、虐待等さまざまな困難に直面している女性に対し、関係機関や関係課と連携しながら、当事者本人の意思を尊重した継続的な支援を行います。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
62 ●	女性相談の充実	「女性相談」において、女性が抱えるさまざまな悩みの相談に応じるとともに、困難な問題を抱える女性の自立を支援します。	こども家庭支援課
63 ●	性暴力被害者への支援	性暴力等の被害に遭われた方に対する県のワンストップ支援センターや相談窓口等の周知を行うとともに、女性相談支援員を研修等に派遣し、性暴力被害者への支援と精神的負担の軽減に努めます。	人権・男女共同参画課 こども家庭支援課
64 ●	困難な問題を抱える女性への支援	経済的困窮等の困難な問題を抱える女性に対し、各関係課が連携したきめ細かい支援を行います。 またその際に、女性であることに加え高齢や障がいがあること、外国人、LGBT等であることでさらに複合的な困難を抱えるケースがあることから配慮に努めます。	社会福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 こども家庭支援課 人権・男女共同参画課
65	ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、相談・情報提供、生活支援の充実などに努めます。	こども政策課

施策2 高齢者や障がいのある人、外国人等への支援

高齢者や障がいのある人が地域で自立し暮らしていくための多様なサービスの推進を図ります。また、外国人市民が安心して地域で暮らせるよう、多文化共生施策を推進します。その際に、女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、男女共同参画の視点に立った支援に努めます。

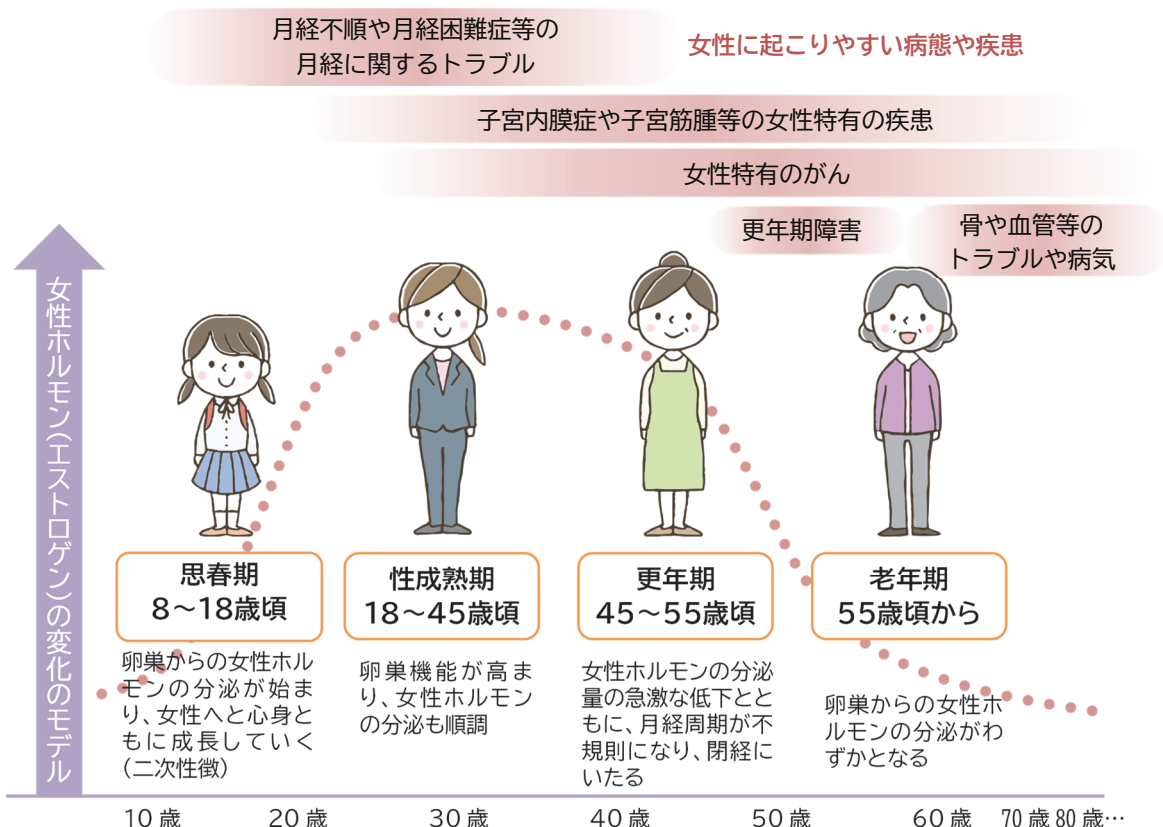
No.	具体的取り組み	内容	担当課
66	高齢者の社会参加と生きがい活動の推進	関係機関との連携や環境の整備により、さまざまな分野での高齢者の社会参加の促進と生きがい活動を推進します。	長寿介護課
67	高齢者や介護に関する理解の促進	介護する方が介護中であることを周囲に理解してもらうための「介護マーク」の配布や認知症等に関する正しい知識と理解に向けた「認知症サポーター養成講座」を開催します。	長寿介護課
68 ●	地域包括支援センター※による相談対応と周知	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、「地域包括支援センター」において高齢者や介護に関するさまざまな相談に対応するとともに市民への周知に努めます。	長寿介護課
69 ●	障がいのある人の自立支援	障がいのある人が住み慣れた地域の中で、その人らしく自立した生活を送れるよう、住みよい環境の整備と障がい福祉サービスの利用を推進します。	障がい福祉課
70 ●	障がい福祉サービスに関する情報提供の充実	障がい福祉サービスについて、当事者のニーズを捉えた効果的な情報提供を行います。	障がい福祉課
71 ●	外国人市民が安心して暮らせる環境の整備	外国人市民が、言語や文化、価値観等の違いから、地域において孤立しないよう、わかりやすい情報発信や相談支援体制の充実を図ります。 また、女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれているケースがあることに留意します。	市民協働推進課 こども家庭支援課 関係課

施策の方向3 生涯にわたる健康づくりへの支援

【現状と課題】

- ◇男女共同参画を進めていく上で、男女が互いの身体的な性差を理解し合い、思いやりを持つことが重要です。また、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、性差や年代に応じた健康づくりに関する普及啓発や施策の充実を図っていく必要があります。
- ◇ワークショップにおいても、男女共同参画・ジェンダー平等を推進する上で、互いの性をよりよく知る教育を推進することの重要性が提起されています。
- ◇特に、女性の心身の健康は、月経周期や、思春期・成熟期・更年期・老年期といったライフステージによって大きく変化するという特性があることから、自身で健康づくりを考え実践できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の視点を踏まえた支援が必要です。
- ◇今後も市民が生涯にわたり健やかに暮らせるよう、男女の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供するとともに、各種検診の受診率向上に向けた取り組みなど、それぞれのライフステージにおける健康づくりの推進が求められます。

女性ホルモンの推移と女性がかかりやすい病気



資料：「女性の健康推進室ヘルスケアラボ（厚生労働省事業）」の図を参考に作成

施策1 生涯を通じた心身の健康支援

正しい知識を身につけライフステージに応じた心身の健康づくりに関する取り組みや、定期的に健（検）診を受け早期発見につなげられるよう支援を行います。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
72 ●	生活習慣を見直すきっかけづくりとなる情報発信	生活習慣を見直すきっかけづくりになるよう、ライフステージに応じた媒体を活用し、情報発信に努めます。	健康増進課
73 ●	受診機会の充実	特定健康診査やがん検診の受診しやすい方法の工夫や環境の整備を図ります。	健康増進課 国保年金課
74	スポーツ・レクリエーションの推進	健康でいきいきとした潤いのある生活を実現するために、誰もが気軽にスポーツに親しめるスポーツ教室を実施し、スポーツ・レクリエーションを推進します。	スポーツ振興課
75 ●	相談体制の充実	こころの健康に関する相談事業を推進します。 こころの健康について、相談窓口となる専門機関や医療機関等の情報提供を行います。	健康増進課

施策2 妊娠・出産等に関する健康の支援

こどもの頃から互いの性を知り、性や生殖に関する正しい理解を深められるような教育を推進するとともに、女性の人権の中でも重要な「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関するわかりやすい啓発活動を推進します。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
76 ●	性教育の推進	保健学習（性に関する指導）や命の大切さを学ぶ講座の充実に努め、男女が互いに認め合い、自他への思いやりの心を育む学習を推進します。	小中一貫教育課 社会教育課
77 ●	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発や各種講座の開催	心身ともに健やかな生涯を送ることができるよう「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関して、妊娠期の女性やカップル、夫婦などを対象とした各種講座の開催や幅広い世代に向けた情報発信により啓発に努めます。	こども家庭支援課 人権・男女共同参画課

施策の方向4 防災分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- ◇大規模災害の発生時は、とりわけ、女性や子ども等の弱い立場にある人がより多くの影響を受けるとされ、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、男女共同参画の視点が不足していたことにより、特に女性が避難所や仮設住宅等においてさまざまな困難に直面したことが指摘されています。
- ◇令和6年能登半島地震においても、内閣府から関係する都道府県・市町村に対し、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく取り組みが促進されるよう通達が出されています。
- ◇防災対策・復興対応においては、女性をはじめ高齢者、障がいのある人、子ども等に対し、きめ細かい配慮が必要となります。そのため、防災に関する方針・意思決定過程や避難所運営の場等への女性の参画を図り、男女双方の視点を取り入れるなど、多様な主体の意見を反映した防災対策を推進することが重要です。

避難所チェックシート

避難所チェックシート

確認日：_____ 確認者：_____

① 避難所のスペース	
プライバシー	<input type="checkbox"/> 授乳室（椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース）がある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースがある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースが離れた場所にある <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	<input type="checkbox"/> 適切な通路が確保され、段差が解消されている <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる家庭用エリアがある <input type="checkbox"/> 介護・介助が必要な人のためのエリアがある <input type="checkbox"/> 単身女性や女性のための世帯用エリアがある <input type="checkbox"/> 女性専用スペース（女性用品の配置・女性相談）がある <input type="checkbox"/> キッズスペース（子供たちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある <input type="checkbox"/> 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）が提供されている
トイレ	<input type="checkbox"/> 安全で行きやすい場所に設置されている <input type="checkbox"/> 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある <input type="checkbox"/> 女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め <input type="checkbox"/> 男性トイレ：尿取りパット等の配置 <input type="checkbox"/> 多目的トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 洋式トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている <input type="checkbox"/> トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている <input type="checkbox"/> トイレに錠がある
入浴施設	<input type="checkbox"/> 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある <input type="checkbox"/> 男女問わず一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設がある
安全	<input type="checkbox"/> 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	<input type="checkbox"/> 各部屋に部屋札（ピクトグラム、やさしい日本語）が設置されている <input type="checkbox"/> 掲示板による情報提供（インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け）がされている

資料：内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月)

施策1 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

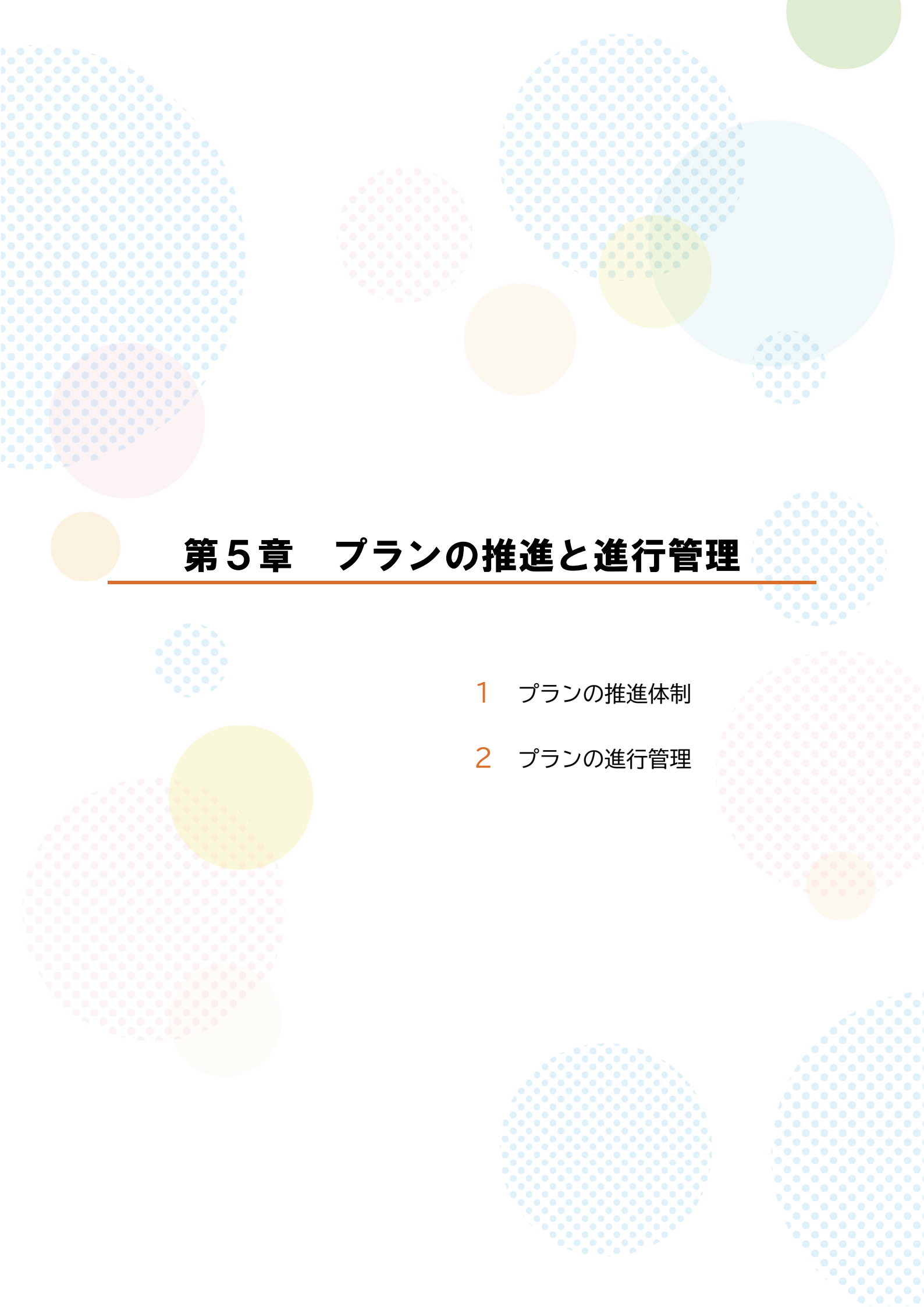
災害時においても、誰もが安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点に立った防災活動の推進による地域防災力の向上を図ります。

No.	具体的取り組み	内容	担当課
78 ●	男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	防災について男女のニーズの違いを互いに認識するとともに、関連会議への女性登用の促進に努め、把握したニーズの政策への反映や男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を行います。特に、女性に配慮した避難所の運営及び環境整備を推進します。	危機管理防災課 人権・男女共同参画課
79 ●	地域における防災活動の男女共同参画の促進	災害時に避難所運営を行う自主防災組織に対し、男女共同参画の意識啓発を行うとともに、避難所の運営組織に複数の女性の参加に努めることを周知するなど、地域における防災活動等の男女共同参画を促進します。	危機管理防災課 関係課（全庁）
80	災害復興時における男女共同参画の推進	災害復旧活動に関する委員会等へ女性の参加を促進し、女性の視点を取り入れた災害復興を推進します。	関係課（全庁）



数值目標一覧

基本 目標	指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
1	市民意識調査における「固定的性別役割分担意識」 に同感しないと考える割合	78.6%	85.0%
	人権に関する研修会の参加者数	997人	1,200人
	市民大学・大学院延べ卒業生	487人	600人
	市民意識調査における家庭生活で平等と感じる 市民の割合	36.3%	50.0%
2	市の施策に関わる審議会等における、女性委員の 割合	33.8%	40.0%
	女性人材リストの登録人数	28人	100人
	市職員における副課長級以上の女性管理職の割合	16.8%	30.0%
	家族経営協定締結戸数	19戸	19戸を維持
	若年者職業相談の相談件数	8件	30件
	労働に関するセミナーの開催回数	年1回	年1回以上
	就業条件・環境の整備に関する情報提供	年2回	年2回以上
3	「女性相談」を2回以上継続して相談した者の割合	60.5%	75.0%
	生活習慣病予防講座等の各種講座の参加者数	—	2,500人



第5章 プランの推進と進行管理

- 1 プランの推進体制
- 2 プランの進行管理

1 プランの推進体制

市では、八潮市男女共同参画推進条例に基づき、行政・事業者及び市民の協働により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

◇市内の推進体制として、「男女共同参画市内推進会議」及び「男女共同参画プラン市内連絡会議」を設置し、関係各課が互いに連絡調整を図りながら計画を推進します。

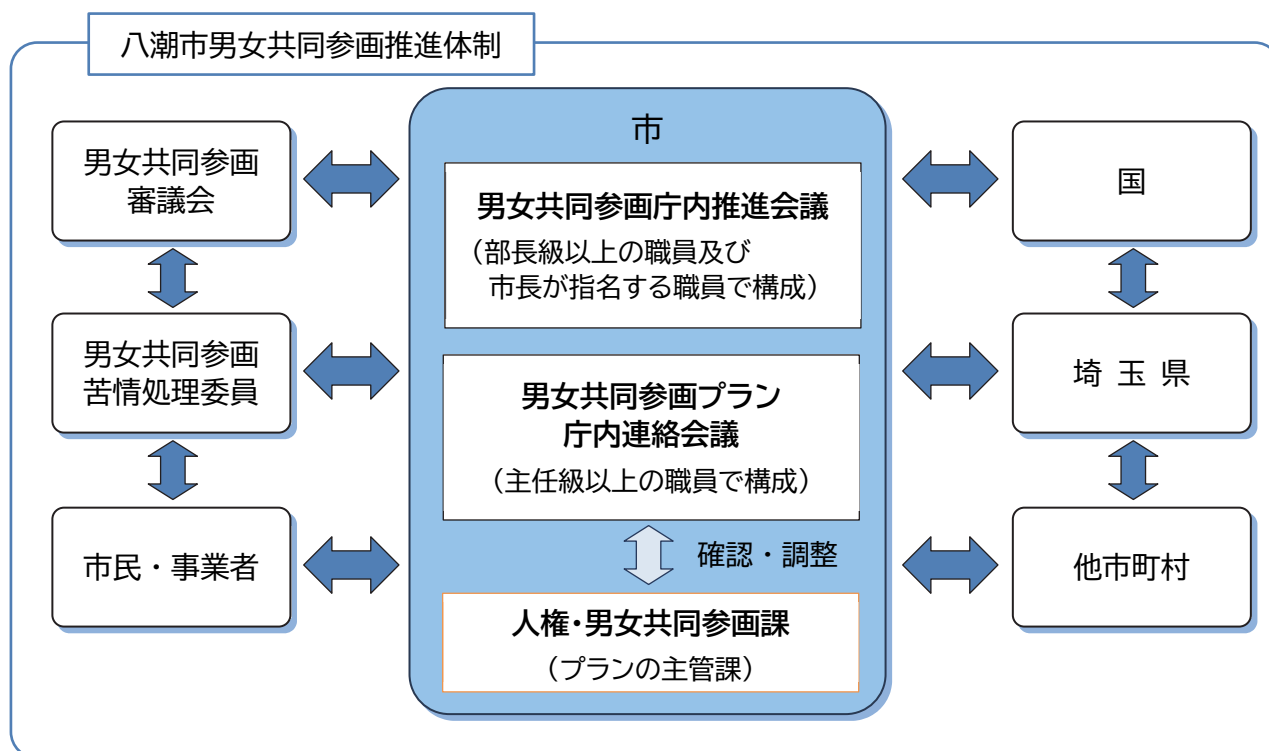
◇知識・経験を有する者、関係団体が推薦する者、公募による市民等から構成する「男女共同参画審議会」を設置し、行政と市民の協働により計画の推進に取り組みます。

◇国や県及び他市町村との連携により、円滑に施策を実施します。

◇市民、事業者からの申出に適切・迅速に対処するため「男女共同参画苦情処理委員*」を設置します。

*男女共同参画苦情処理委員とは…

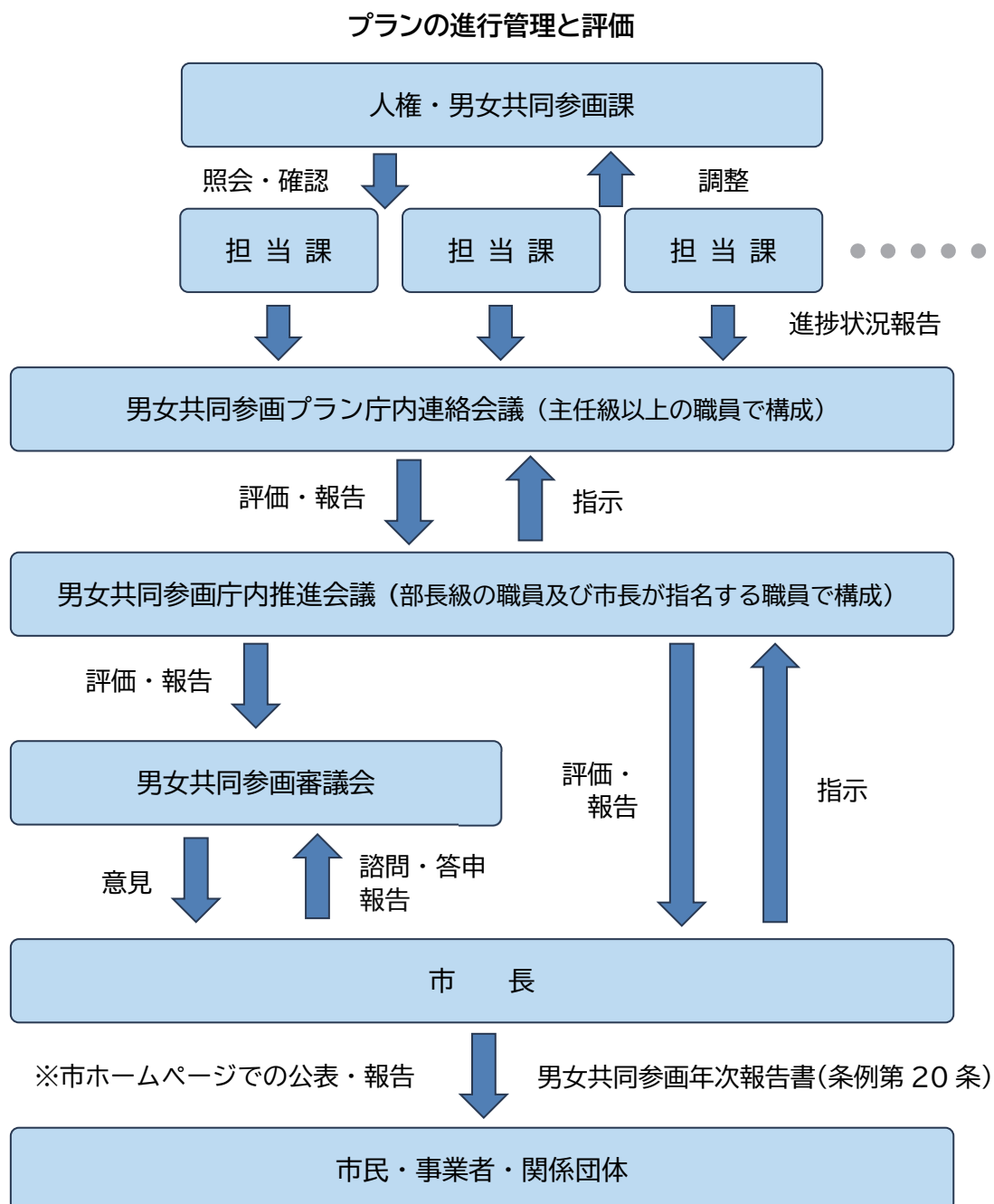
男女共同参画に関する市の施策や男女共同参画を妨げる事案に対する市民や事業者からの苦情の申し出を、公平・中立な立場で処理する機関を設置しています。



2 プランの進行管理

市では、プランを実効性あるものとして推進するため、プランの主管課である人権・男女共同参画課を中心に、以下のような体制でプランの進行管理及び評価を行います。

また、毎年度、施策の進捗状況を審議会及び市のホームページを通じて市民をはじめ、事業者や関係団体に公表・報告します。



資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 男女共同参画審議会委員名簿
- 3 諮問及び答申
- 4 関係法令等
- 5 用語の解説

1 計画策定の経過

年 月	男女共同参画 審議会	男女共同参画 庁内推進会議	男女共同参画プラン 推進庁内連絡会議	その他
令和6年 8月				策定のためのアンケート 調査実施 (第19回八潮市市民意識 調査として実施)
令和7年 4月	第1回審議会(4/28) 「第5次八潮市男女共同 参画プラン策定について」 諮問			
5月	プラン策定研修会 (5/27)	第1回会議(5/9) プラン策定研修会(5/27)	庁内連絡会議委員の委嘱 (5/7通知) 第1回会議(5/20) プラン策定研修会(5/27)	
6月				市民策定委員の募集 (No.39ユニゾン6/1発行)
7月				市民策定委員・市職員合同ワークショップ 第1回(7/2)、第2回(7/9)、第3回(7/18)
8月	第2回審議会(8/25)	第2回会議(8/19)	第2回会議(8/18)	
9月			第3回会議(9/29)	
10月	第3回審議会(10/21)			
11月		第3回会議(書面開催・ 11/6通知)		パブリックコメント実施 (11/10~12/10)
12月				
令和8年 1月	第4回審議会(1/26) 「第5次八潮市男女共同 参画プランの策定について」 答申		委員への素案の最終確認 依頼(1/16通知)	
2月		第4回会議(2/6) 庁議付議(2/19)		プラン完成・印刷
3月				

2 男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日

	氏名	性別	選任区分	
1	◎ 山田 千香子	女	条例第26条第1号 知識経験を有する者	大学教授
2	○ 齋藤 京子	女	条例第26条第1号 知識経験を有する者	人権擁護委員
3	長岡 ナミ	女	条例第26条第1号 知識経験を有する者	民生・児童委員
4	會沢 実	男	条例第26条第1号 知識経験を有する者	学校代表者
5	片山 秀隆	男	条例第26条第2号 関係団体が推薦する者	八潮市商工会
6	狩野 勉	男	条例第26条第2号 関係団体が推薦する者	青少年育成八潮市民会議
7	石川 賢吾	男	条例第26条第3号 公募による市民	公募
8	佐々木 優子	女	条例第26条第3号 公募による市民	公募

◎は委員長、○は副委員長

3 諮問及び答申

八潮市人権男女発第11号
令和7年4月28日

八潮市男女共同参画審議会
委員長 山田 千香子 様

八潮市長 大山 忍

第5次八潮市男女共同参画プランの策定について（諮問）

八潮市男女共同参画推進条例（平成15年条例第26号）第9条第1項
第2号の規定に基づき、第5次八潮市男女共同参画プランの策定につ
いて、貴審議会の意見を求めます。

令和8年1月26日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市男女共同参画審議会
委員長 山田 千香子

第5次八潮市男女共同参画プランの策定について（答申）

令和7年4月28日付け八潮市人権男女発第11号で諮問のあった第5次
八潮市男女共同参画プランの策定について、当審議会において審議した結果、
別添のとおり答申します。

1 総論

プランの推進にあたっては、近年の社会変動を十分に踏まえ、男性の家事や子育て等への一層の参画の促進に注力するとともに、女性一人ひとりの意思を尊重した活躍推進と誰もが働きやすい環境づくりの取り組みを積極的に進めること、また、庁内における人権・男女共同参画課の役割や位置付けを意識して、プランの実効性のある実施を目指して各取組を進めることを期待します。

2 基本理念

『自分らしく幸せに生きる・育む・働く・活躍できる八潮を目指して』

3 基本目標

■基本目標1 ジェンダー平等なまち八潮をつくる

- ・若い世代に向けてはデジタルの活用、高齢世代に向けては紙媒体や町会・自治会などを活用した啓発活動など、あらゆる世代に対し効果的な周知・情報発信により意識啓発に努めてください。
- ・「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」と本プランに基づき、性別、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などのさまざまな属性に配慮しながら、多様性（ダイバーシティ）を尊重したまちづくりに努めてください。

■基本目標2 みんなが輝き・働けるまち八潮をつくる

- ・市の審議会等における女性委員の割合や市職員における副課長級以上の女性管理職の割合の各目標の達成に向け、政策・方針決定過程への女性参画の一層の促進に努めてください。
- ・女性に偏りがちな家事・育児等を男女がともに担えるよう意識啓発を図り、共働き・共育て、仕事と介護等の両立ができる環境の整備に努めてください。

■基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせるやさしいまち八潮をつくる

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいて、さまざまな困難に直面する女性に対し、関係機関や庁内の関係各課が連携し、当事者に寄り添った継続的な支援に努めてください。
- ・女性の人権尊重という意識のもとで「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の啓発活動を積極的に行ってください。

以上

4 関係法令等

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：令和7年6月27日法律第80号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにするこ

とを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を

策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄 ～ 附 則 (平成十一年七月十六日法律第一〇二号) 抄 (略)

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)
(施行期日)

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 八潮市男女共同参画推進条例

平成 15 年 12 月 25 日

条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 基本的施策(第 9 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画苦情処理委員(第 21 条・第 22 条)

第 4 章 男女共同参画審議会(第 23 条—第 29 条)

第 5 章 補則(第 30 条)

附則

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際社会における取組みと連動しつつ、男女平等の実現に向け様々な取組みがされてきた。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に、男女平等のための取組みが積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、社会の様々な分野における男女間の格差がみられ、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、女性の人権を踏みにじるドメスティック・バイオレンスによる社会問題など、急速な社会情勢の変化に対応し、わたしたちのまち「やしお」が、生き生きとした活力あるまちとして、発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任も喜びも分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

当市では、家族経営的な製造業が多く、仕事と家庭の中で、重要な役割を担う女性が多い。また、女性に比較して男性の帰宅時間は遅い傾向にあり、家事等における参画が十分でないことから、女性の家庭内負担が大きいことが挙げられる。しかし、このような女性の社会的貢献があるにもかかわらず、必ずしも男女平等は達成されていない状況である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向け、その基本理念を明らかにし、市、事業者及び市民の協働による男女共同参画社会を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進すること

により、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、積極的に当該機会を提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 主に、夫、恋人その他の親しい関係にある男性から女性に対しての身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。

(5) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての法人その他の団体をいう。

(6) 市民 市内に居住し、勤務し、又は学ぶ個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が平等であることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が見直され、男女が互いに平等で相互に尊重する社会を目指すこと。

3 男女共同参画の推進に当たっては、市における政策又は事業者活動の計画の立案及び決定に積極的に参画する機会が確保されることにより、男女が対等で相互に尊重しつつ協働できる社会を目指すこと。

4 男女共同参画の推進は、一方の性に偏りがちだった子育て、家事、介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域その他の社会生活における

- 活動に、男女が互いに協力し合いながら責任を持ち活動できることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場からドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他のあらゆる形態の暴力を根絶させることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、生涯を通じて男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては女性の身体的機能を配慮して、女性の自己決定が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 7 男女共同参画の推進に当たっては、国際社会の動向に留意すること。
(市の責務)
- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策に位置付け、総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、事業者、市民、国及び他の地方公共団体と連携及び協力して取り組むものとする。
- 3 市は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進していくために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めるものとする。
(事業者の責務)
- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進について理解し、及び認識を深めるとともに、事業活動とその他の活動とを両立できる環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
(市民の責務)
- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進について理解し、及び認識を深め、社会のあらゆる分野において主体的及び積極的に男女共同参画を推進するように努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)
- 第7条 何人も、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを含む、女性に対するあらゆる形態の暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、第23条に規定する審議会に諮問するものとする。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 4 市長は、基本計画を必要に応じて見直すものとする。

(積極的格差是正措置)

- 第10条 市は、社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、事業者及び市民と協力して積極的格差是正措置が講じられるように努めるものとする。

- 2 市は、審議会等における委員の委嘱をする場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女間の均衡を図るように努めるものとする。

(家庭生活及び社会活動の両立支援)

- 第11条 市は、家庭生活及び社会活動を両立できるよう、子育て、介護等の支援を行うように努めるものとする。

(広報啓発活動の充実)

- 第12条 市は、男女共同参画の推進を図るため、広報活動を充実させ、事業者及び市民の理解を深めるように努めるものとする。

(教育及び学習の充実)

- 第13条 市は、社会のあらゆる分野における教育及び学習の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントの防止等)

- 第14条 市は、関係機関との連携を深め、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントの防止並びに被害者支援に努めるものとする。
(男女共同参画の推進に関する活動に対しての支援)

- 第15条 市は、事業者及び市民が男女共同参画の推

進に関する活動を行う場合は、情報の提供その他の必要な支援を行うように努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第16条 市は、事業者に対して必要に応じて、男女共同参画の推進に関する報告を求めることができる。

(起業等における男女共同参画の推進)

第17条 市は、起業を目指す女性が能力開発及び経営参画ができるように、情報の提供その他の必要な支援を行うように努めなければならない。

2 市は、商工業の経営又は農業に携わる女性が対等な構成員として経営等に参画できる機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援を行うように努めなければならない。

(拠点施設の設置)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による活動を支援するため、総合的な拠点施設を設置するように努めるものとする。

(意識啓発)

第19条 市は、男女共同参画の推進を図るため、市の職員、教職員、事業者及び市民に対する研修会等を開催し、意識の啓発を図らなければならない。

(年次報告)

第20条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(苦情の処理)

第21条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民又は事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

(職務)

第22条 苦情処理委員は、前条第2項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前条の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うことができる。

2 苦情処理委員は、必要に応じて、次条に規定する審議会に意見を求めることができる。

第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画を推進するため、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じて、調査し、及び市長に意見を述べること。

(3) 第22条第2項の規定により、苦情処理委員から意見を求められたときに意見を述べること。

(組織)

第25条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係団体が推薦する者

(3) 公募による市民

(4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第28条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第5章 補則

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 20 条例 28・旧第 31 条線上)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 21 条の規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(八潮市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 八潮市附属機関設置条例(昭和 57 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成 20 年条例第 28 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和7年12月10日法律第84号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条—第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者

- の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあ

っては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）
- 第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）
- 第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）
- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議

を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(以下、略)

(4) 女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)
最終改正：令和7年6月11日法律第63号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の

職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活

- における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（都道府県推進計画等）
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活

における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定

める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二

条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項

及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長

又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常

時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
 - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍

を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）

は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則 ～ 第六章 罰則 (略)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下、略)

(5) 困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律

(令和4年5月25日法律第52号)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
第四章 雑則(第十六条—第二十二条)
第五章 罰則(第二十三条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にの

っとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のた

めの施策の実施に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等
(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定

する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、そ

の発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定め

る。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら

行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5 用語の解説

ア行

用語	説明
エンパワーメント	「力を付けること」の意。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的な状況を変えていく力を持つ存在になること。
M字カーブ	日本女性の生産年齢人口に対する労働力人口の割合を示す「労働力率」を、5歳ごとの年齢階級別でグラフにした場合、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するアルファベットの「M」に近い曲線になることからついた言葉。
LGBT	性的マイノリティ（性的少数者）を表す言葉の一つで、レズビアン（Lesbian。女性同性愛者）、ゲイ（Gay。男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual。両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender。性自認が出生時に割り当てられた性別と一致しない人）の頭文字をとった言葉のこと。そのほか、クエスチョニング（Questioning。自分自身の性の在り方を決められない、分からない、決めない等の人）、クィア（Queer。規範的ではないとされる性の在り方を包括的に表す言葉）を表す「Q」を加えた「LGBTQ」という言葉も用いられる。

カ行

用語	説明
カスタマー・ハラスメント	顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
ケアラー（介護者等）	心や体に不調がある人の「介護」「看病」「療育」「世話」など、ケアの必要な家族や近親者、友人・知人などを無償でケアする人のこと。
固定的な性役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ行

用語	説明
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー」という。
ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラム（World Economic Forum）から毎年、公表される指数であり、経済、教育、健康、政治の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。
ジェンダー平等	性別を理由にした差別や不平等をなくし、すべての人が平等に自由でいられる権利を持つこと。
市民大学・大学院	市民を対象に、毎年入学者を募り実施している八潮市における生涯学習事業の名称。市民と行政が協働してまちづくりを進めるために学習・研究した内容を市民に提供することができる人材育成を目的としている。

用語	説明
女性人材リスト	男女共同参画社会の実現のため、専門知識や経験をお持ちの女性や、市政や地域活動に熱意を持って取り組んでいる女性を登録した「人材リスト」を作成、各課に提供し、市の審議会・委員会の委員への推薦や情報の提供を行う。
性的マイノリティ	性は、出生時に判定された性別（身体の性）、性自認、性的指向等の要素からなる。性的マイノリティとは、「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンではない人のことをいう。性的少数者。

■夕行

用語	説明
ダイバーシティ	日本語で「多様性」を指し、異なる背景や特性を持つ個人が共存し、その違いを尊重すること。
多様な働き方実践企業	仕事と生活の両立を支援するため、多様で柔軟な働き方を実践している企業等を埼玉県が認定するもの。①仕事と育児・介護の両立を支援する環境整備、②柔軟な働き方が選択できる環境整備、③誰もが活躍できる環境整備、④従業員のキャリアアップ・スキルアップに積極的な取組、⑤DXの推進の5つの認定項目のうち、2項目以上に該当する企業等を「多様な働き方実践企業」として認定する制度。認定企業等には、認定証を交付し、求人面でのPRが可能であるほか、県入札参加資格申請時の加点や低利の融資、従業員の奨学金返還支援への補助等のメリットがある。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域で暮らす高齢者のワンストップ窓口として、保健・医療の向上、福祉の増進、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行い総合的に支援する施設。
デートDV	若い世代における恋人間の暴力のことで、殴る、蹴るなどの身体的な暴力に限らず、デートの費用を払わせるなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力、バカにする、怒鳴る、友人関係を制限するなどの精神的暴力などのあらゆる形の暴力が含まれる。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者・パートナー関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

■八行・マ行

用語	説明
パワー・ハラスメント	職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど、職場環境を悪化させること。日本語で「多様性」を指し、異なる背景や特性を持つ個人が共存し、その違いを尊重すること。
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての手助けをした人（提供会員）が会員となり、センターが条件や要望にあった会員同士を紹介し、相互援助活動を調整して子育てを支援するもの。
フェムテック	Female（女性）とTechnology（テクノロジー）をかけた造語（Femtech）で、生理、出産、不妊や更年期など女性特有の健康課題について、テクノロジーを使って解決する製品やサービスのことを指す。
ヘルシーチェック	20歳～39歳の市民を対象に、八潮市で行っている健診のこと。
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」のこと。

ラ行・ワ行

用語	説明
<p>リプロダクティブ・ヘルス／ ライツ（性と生殖に関する健康と権利）</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」と定義され、女性の人権の重要な一つとして認識されている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちのこどもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p>
<p>労働施策総合推進法</p>	<p>正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。昭和41（1966）年に制定された「雇用対策法」を改正し、労働者が生きがいをもって働ける社会の実現を目的として、令和元（2019）年の改正により成立した法律。大企業に対するパワー・ハラスメント防止の義務付けとパワー・ハラスメント対策強化が図られたことで、「パワハラ防止法」とも呼ばれる。令和4（2022）年4月からはパワー・ハラスメント防止義務が中小企業にも適用されている。</p>
<p>労働力率</p>	<p>15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合。完全失業者とは、仕事をしていないがすぐに就労が可能で求職活動を行うなどの条件を満たした人を指す。</p>
<p>ロールモデル</p>	<p>自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス</p>	<p>働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。</p> <p>様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べる「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が平成19（2007）年12月に策定されている。（平成22（2010）年6月改定）</p>

第5次八潮市男女共同参画プラン

令和8年3月

発行 八潮市

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL:048-996-2111(代表)

FAX:048-995-7367

ホームページ <https://www.city.yashio.lg.jp/>

編集 八潮市 企画財政部 人権・男女共同参画課

